

インドネシア共和国
司法改革支援要請背景
調査団報告書

平成14年5月

国際協力事業団
アジア第一部

目 次

1 . 調査団の派遣	1
1 - 1 調査団派遣の経緯と目的	1
1 - 2 調査団構成	1
1 - 3 調査日程	2
1 - 4 主要面談者リスト	3
2 . 調査概要・団長総括	6
2 - 1 調査・協議概要	6
2 - 2 団長総括	9
3 . インドネシアの司法制度	12
3 - 1 序(一般情報)	12
3 - 2 法体系	16
3 - 3 統治機構	17
3 - 4 司法制度概観	19
3 - 5 裁判所制度	19
3 - 6 検察制度	25
3 - 7 法務人権省	29
3 - 8 弁護士制度	29
3 - 9 公証人	30
4 . インドネシア司法制度における問題点	31
4 - 1 総 論	31
4 - 2 具体的問題点	32
4 - 3 日系企業からみた問題点	38
4 - 4 インドネシア司法制度の問題の根源	40
5 . インドネシアにおける法整備及び司法改革の状況	42
5 - 1 インドネシアにおける司法改革の方針	42
5 - 2 インドネシア司法改革の推進を担う関連機関	43
5 - 3 その他の司法改革の動向	46

5 - 4	司法改革の動向に対する若干の疑問	48
6	日本の協力の方向性	51
6 - 1	インドネシア司法改革に対する現状認識	51
6 - 2	インドネシア側の要望とこれに対応する際の注意点	52
6 - 3	日本の協力(方法論)	54
6 - 4	2002年度に関する支援(案)	56
6 - 5	2003年度に関する支援(案)	58
6 - 6	中・長期的支援(案)	58
	参 考 文 献	60
	付属資料	
1	2000～2004年国家開発計画(PROPENAS)第3章司法分野の開発(日本語訳)	65
2	インドネシア側からの支援要請内容 (Project Brief Information Sheet 2001年8月付け)	75
3	法務人権省人員体制表	85
4	Important Official List related to Governance Issue	86
5	検察庁組織概要プレゼンテーション資料及び質問書回答	88
6	国家法制度委員会ANNUAL REPORT 2001年度及び2002年度	96
7	ガバナンス改革のためのパートナーシップ 「STRATEGY FOR LEGAL / JUDICIAL REFORM」及び 「WORKPLAN 2002-REGAL / JUDICIAL REFORM」	236
8	第1回LAW SUMMIT開催の概要(JICA奥山専門家作成)	245
9	ドナー支援プロジェクト 「INDONESIA LEGAL AND JUDICIAL REFORM PROJECTS」 (世界銀行作成2000年11月付け)	246
10	商業裁判所に係るドナー支援活動(BAPPENAS作成)	260
11	調査団調査概要 「司法改革の現状及び課題に係るインドネシア側関係機関からの発言内容等」	278
	写 真	283

1 . 調査団の派遣

1 - 1 調査団派遣の経緯と目的

(1) 協力要請の経緯

インドネシア共和国(以下、「インドネシア」と記す)政府は、国策大綱(GBHN)において「国家法制度の整備による正義と真実に基づいた法の支配と基本的人権の尊重」や「職業意識があり効率的かつ生産的で透明性のあるクリーンな行政機構の整備」を重要な国家の基本方針の1つとして掲げている。また、法による統治の確立、法制度整備、司法機能の強化、基本的人権の尊重などを法務に関する重点課題の基本政策としている。さらに国家開発計画(PROPENAS)では、「法による統治・グッドガバナンス」を国家開発の重要な優先政策課題の1つとして掲げている。

これらインドネシア司法改革の取り組みのなか、インドネシア政府は、同分野に十分な知識・経験を有す日本に支援を求めており、いくつかの具体的な支援要請もインドネシア政府からなされている。

(2) 調査団の目的

インドネシア政府が実施している司法改革を支援するために、インドネシア司法分野の現況を把握すること及び日本の協力の方向性を検討することを目的に本件調査団を派遣した。

1 - 2 調査団構成

担当分野	氏名	所属
団長/総括	中野 武	国際協力事業団 アジア第一部次長
民事関係分野	山下 輝年	法務省法務総合研究所国際協力部法務教官
刑事関係分野	城 祐一郎	国連アジア極東犯罪防止研修所教官
協力計画	吉成 安恵	国際協力事業団 アジア第一部東南アジア課

1 - 3 調査日程

	訪 問 先
1月 6日(日)	移動 成田 ジャカルタ
1月 7日(月)	JICA インドネシア事務所 在インドネシア日本大使館 JICA 関係専門家との意見交換
1月 8日(火)	国家開発企画庁 (National Development Planning Agency-BAPPENAS-) 法務人権省 (ユスリル大臣及び全総局長) 法務人権省 (一般裁判所・行政裁判所総局)
1月 9日(水)	BAPPENAS 主催キックオフ会議 (法務人権省、最高裁判所、検察庁、国家警察庁等) 調査団主催セミナー「日本の司法制度及び国際協力の経験」
1月10日(木)	最高裁判所長官表敬 最高裁判所関係局 検察庁
1月11日(金)	国家警察庁 アジア開発銀行 ガバナンス改革パートナーシップ事務局 世界銀行
1月12日(土) 1月13日(日)	資料整理
1月14日(月)	法務人権省 ジャカルタ日本人クラブ提言作業部会 国連開発計画 (UNDP)
1月15日(火)	法務人権省国家法務研究開発庁 国家法制度委員会 BAPPENAS 主催ラップアップ会議 大使館報告
1月16日(水)	法務人権省入国管理局 法曹関係者 (Mr. Mulya Lubis 弁護士) ジャカルタ地方裁判所 オランダ大使館 (団長帰国)
1月17日(木)	法曹関係者 (Mr. Sudjono IKADIN 弁護士会会長) インドネシア大学法学部教授 (Prof. Hikmahanto Juwana)
1月18日(金)	チピナン刑務所視察 JICA 事務所報告 帰国 (ジャカルタ 成田 1月19日)

1 - 4 主要面談者リスト

< インドネシア側 >

(1) 法務人権省(The Ministry of Justice and Human Rights)

Mr. Yusuril Iza Mahendra	Minister of Justice and Human Rights
Mr. Abas	Director General of Human Rights
Mr. Suyatno	Director General of General Court and Administrative Court
Mr. Ramli Kartasasmita	Director General of General Law Administration
Mr. Natabaya	Director General of National Law Reform Agency
Mr. Abdul Gani	Director General of Legislation
Mr. Zen Umar Purba	Director General of Intellectual Property Rights
Mr. Adi Suyatno	Director General of Corrections
Mr. Iman Santoso	Director General of Immigration

(2) 最高裁判所(the Supreme Court)

Mr. Bargir Manan	The Chief of the Supreme Court
Mr. Toton Suprpto	Deputy Justice
Prof. DR. Paulus E. Lotulung, SH	Deputy Chef Justice
Ms. Susanti Adi Nugnoho	Head of Research & Development Center

(3) 検察庁(the Attorney General's Office)

Mr. Zukri, SH	Junior Attorney General for Development Affairs
Mr. SOERARNO AS	Head of Legal Bureau
Mr. Robert SITNJAK	Head of Management Section, Planning Bureau

(4) 国家警察(National Police)

Drs. H. Dadang Garnida	Police Brigadier General, National Central Bureau of the ICPO-Interpol
------------------------	---

(5) 国家開発企画庁(National Development Planning Agency-BAPPENAS-)

Ms. Leila Retna Komala	Deputy Chairman for Human Resources and Governmental Institutions
Ms. Diani Sadiawati	Director of Law and State Apparatus
Dr. Ir. Ceppie Kurniadi Sumadilaga	Director of Bilateral Foreign Financing

(6) 国家法制度委員会(The National Law Commission)

Mr. Mardjono Reksodiputro	Secretary
B.M. Kuntjoro-Jakti	Government Relations Coordinator
Heryono Situmorang	Financial Supervisor

(7) ガバナンス改革パートナーシップ事務局(Partnership for Governance Reform in Indonesia)

Mr. Keith Mackiggan

(8) 世界銀行(World Bank)

Mr. Antohny Toft	Senior Counsel
------------------	----------------

(9) アジア開発銀行(Asian Development Bank)

JAN P.M. VAN HEESEIJK	Director of Indonesia Resident Mission
Mr. Staffan Synnerstrom	Senior Governance Advisor

(10) 国連開発計画(United Nation Development Plan)

R. SUDARSHAN	Senior Governance Advisor
--------------	---------------------------

(11) 法曹界

Mr. SUDJONO, SH	(IKADIN(インドネシア最大の弁護士会)会長)
Mr. Mulya Lubis	(弁護士、LUBIS, SANTOSA & MAULANA-LAW OFFICE-)
Prf. Dr. Hikmahanto JUWANA	インドネシア大学法学部教授

< 日本側 >

(12) 在インドネシア日本大使館

鶴岡 公二	公使
小川 清泰	二等書記官
河野 毅	専門調査官

(13) JICAインドネシア事務所

神田 道男	所長
大竹 祐二	次長
秋山 純一	所員
大小田 健	所員

(14) ジャカルタ日本人会(JJC)

村上 博之	JETRO副所長
-------	----------

(15) JICA専門家

山崎 裕人	国家警察専門家
柳田 辰雄	財務省専門家
坂井 和彦	中央銀行専門家
富永 進一	中央銀行専門家

2 . 調査概要・団長総括

2 - 1 調査・協議概要

(1) 司法関係機関との協議

法務人権省、最高裁判所、検察庁等司法関係機関を訪問し、法務人権省大臣、最高裁判所長官との面談等及び先方司法改革に携わる関係者(総局長、判事、検察官等)との協議を通じ、司法改革への取り組み、日本への協力要請内容等を確認した。

1) 法務人権省

法務人権省ユスリル大臣は、調査団に対し、インドネシア国家開発における司法改革の位置づけの重要性並びに司法改革推進のための行政官の人材育成の必要性を述べ、司法改革を進めるうえで日本の経験を学びたい旨を表明した。司法改革の動きとしては、法律改正(1999年LAW No.35)により、これまで同省権限下にあった通常裁判所及び行政裁判所行政が2004年までに最高裁判所に移管される旨の説明があった。また、同大臣から、同省の主な専管業務となる入国管理、矯正分野については、日本の支援を期待する旨が述べられた。

入国管理に関する日本の支援内容については、同省入国管理局から聴取した際、人材育成面での教育、訓練(国際法、犯罪法、心理学、行政管理、語学等分野)を期待する意向であった。なお、コンピューター情報システム整備については、既に整備計画は策定したが実現されておらず、インドネシア国内全体での出入国人数の把握はなされていない状況。空港施設内のシステム化については、スペインからのソフトローンの支援提案をはじめ、マレーシア、オーストラリア、韓国からも同分野に対する支援の提案があるとのことであった。矯正分野への支援については、特に先方から具体的な要請内容等の提案はなかったが、調査団がジャカルタ特別市内にあるチピナン矯正施設(収容人数2,292人)を訪問した際、同施設の課題として、収容定員を超える収監人数及び施設、職業訓練施設の老朽化があげられた。

さらに、日本への支援内容については、知的財産権総局から、知的財産権に関する専門人材育成支援、人権総局から、人権に関するソーシャリゼーションの必要性及び人材育成支援、一般裁判所・行政裁判所総局から、裁判官の採用・任用制度の適正化、裁判官の人材育成及び判例のコンピューターシステム化に対する支援の必要性が述べられた。

2) 最高裁判所

最高裁バガイマナ長官からは、司法改革は最優先される課題であり、日本からの協力を期待する旨が表明された。ただし、具体的に改革に取り組むとなると、インドネシアの地理的な広さや多様性や、裁判所組織自体も一般裁判所、行政裁判所、イスラム裁判所、軍

裁判所の4つの裁判所に分かれるなど複雑な要素も考慮する必要があり、優先される課題ではあるが、困難性も伴っている旨が述べられた。また、裁判行政の近代化、商業裁判所の改善も新たな取り組むべき課題と認識していることが述べられた。

改革における主要課題は、a) 司法のアカウンタビリティ、b) 透明性の確保、c) 司法人材の育成、d) 法廷マネージメントと情報システムの再構築であるとし、併せて、改革実施にかかる予算措置、裁判官等司法関係者の処遇(給与)の改善も必要とのことであった。日本に協力を要望する内容としては、判事の人材育成を目的とし、特に知的所有権法、商法、マネーロンダリング対策法、国際犯罪組織法、人権法に関する研修の必要性が述べられた。

3) 検察庁

検察庁は、司法改革を進めるうえで、判事、検察官の処遇改善や倫理規定見直しの必要性並びに、具体的な人材育成面での課題として、テロ、マネーロンダリング、麻薬対策、汚職、人権侵害事件等に関する教育、研修の必要性をあげた。

(2) 司法改革推進に係る調整機関との協議

国家開発企画庁(BAPPENAS)、ガバナンス改革パートナーシップ事務局(Partnership for Governance Reform in Indonesia)、国家法制度委員会(the National Law Commission : KHN)との協議を通じ、司法改革の取り組みの現状等を確認した。その結果、上記各機関において、それぞれ司法改革推進のための活動を行っているものの、現政権イニシアティブによる司法改革への積極的な取り組みについては、必ずしも十分ではないとの認識があることも認められた。なお、今後の改革推進に向けた各機関の現在の取り組みは次のとおり。

1) 国家開発企画庁

国家開発計画(PROPENAS 2000 ~ 2004年)に基づく、短期的改革計画を策定中。

2) ガバナンス改革パートナーシップ事務局

同事務局の主な取り組みは、関係政府機関への改革に係る提言、各ドナーからの資金管理及びモニタリングを実施するとともに、NGOと連携し、政府機関のみならず市民社会との連携も進めている。司法改革推進のための関係機関の連携強化を目的として、各機関のトップ(政治・治安調整大臣、法務人権省大臣、最高裁長官等)による改革推進会議の開催を企画(通称「Law Summit」として第1回会議は、2002年1月28日に実施済み：付属資料8参照)。

3) 国家法制度委員会(KHN)

同委員会は、直接、大統領に対し、法政策に関する提言及び司法改革の総合計画策定等に係る提言を行う機能を有す。同委員会は主に大学教授等の有識者で構成されている。2002年8月までに司法改革推進のためのホワイトペーパー(改革総合計画)を作成予定。

(3) 法曹界関係者等との協議

Mr. SUDJONO, SH(インドネシア最大の弁護士会の会長)、Mr. Mulya Lubis(弁護士、元弁護士会会長)との協議を通じ、法曹界の現状、司法改革に関する意見を聴取した。両氏ともインドネシア司法改革における最大の課題は汚職であるとし、政府側の改革リーダーシップの不足を指摘した。

また、大学関係者としてPrf. Dr. Hikmahanto JUWANA(インドネシア大学法学部教授)からの意見を聴取したところ、同教授も司法改革において汚職問題は深刻と指摘しており、具体的な汚職の実例もあげた。また、商業裁判所の改革の必要性にも触れ、年々裁判の実績数が減ってきており、商業裁判所の機能低下を指摘した。判事の専門性(競争法、破産法等)不足等も1つの要因として人材育成の必要性も述べた。

(4) ドナーとの協議

World Bank、ADB、UNDPの担当責任者と面談し、インドネシア司法改革取り組みに関する意見等を聴取した。各ドナーに共通する意見として、インドネシア政府のリーダーシップの弱さ(中心となる機関が不明確)、政府としてのコミットメントの不足、具体的なアクション・プランがないことを課題としていた。

1) World Bank

司法改革の政府の取り組みについては、現政権下において、改革優先よりむしろ、国家安定を第1優先としている感がある。インドネシア関係機関それぞれにおいてもサラリーの問題等を理由に前向きな対応がみえない。司法改革を実現するためには、司法分野の根本的な体制改善が必要であり、具体的な時期を明示したアクション・プランが不可欠。

2) ADB

ADBのインドネシアへの主要課題は、地方分権化、汚職防止、コーポレートガバナンスの3点。司法改革に係るプロジェクトとしては、 検察庁への(業務パフォーマンス)監査システムの導入、 汚職防止法案作成、汚職防止委員会の設置支援を実施した。現時点ではインドネシア側の実施状況をモニタリング中。司法改革全体に関していえば、政府自身が改革の総合的な計画を立てて、関係機関との調整を図るべきであるが、それら実施していくコミットメントが不十分と認識される。

3) UNDP

インドネシア司法改革については、長期的な視野とインドネシア側の改革リーダーシップが不可欠。UNDPは、国家法政委員会を支援しているが、現政権による同委員会への積極的な支援の姿勢がみえない。同委員会が機能することが改革推進には必要。司法改革の具体的な課題は、裁判の不透明性、司法教育の質の低さ、インドネシア議会や国内全体のなかでの

改革議論が不十分。また、商業裁判所についてもIMFの指導もあり、同裁判所を設置したが、その機能、マネージメント能力は十分でなく、性急な改革は困難と思われる。

(5) ジャカルタ日本人会(JJC)

ジャカルタ日本人会は、2001年、日系企業のインドネシアにおける円滑な事業実施及び海外投資の促進を目的としたメガワティ大統領への提言書のなかで、「治安の維持と司法の確立」に関する要望を行った。要望内容の作成にあたって日系企業へのアンケート調査を行った結果、司法、治安問題に関する諸問題が以下のとおりあげられた。

- 1) 裁判、裁判所に関するもの(判決の公開がされない、判決の内容が合理的でない、裁判官の質、法的な処理の信頼性がない、裁判に時間がかかる)。
- 2) 警察に関するもの(要請しても適正な取り締まりをしてくれない、金銭の要求をされる、外国人に対する警察登録手続が複雑、経済法等の法的知識が不足しているため、法の執行が不十分)。

(6) 調査団主催セミナーの実施

「日本の司法制度、司法改革及び国際協力の経験」に関する半日セミナーを実施した。約30名の司法関係機関、大学等からの参加者を得て、冒頭、在インドネシア日本大使館鶴岡公使のスピーチで開会した。山下団員(民事分野)、城団員(刑事分野)が、日本の司法制度と司法改革の取り組みに関する講義を行い、中野団長から日本の同分野の国際協力の経験、特色等を紹介した。参加者からは、日本の裁判制度、行政制度等制度全般にかかる質問や汚職問題等に関する質問、コメント等が活発に出され、日本・インドネシア両国並びにインドネシア国内の関係機関間での相互理解、交流の機会として有効であった。

2 - 2 団長総括

(1) 基本姿勢

インドネシアの司法改革に対する支援は、同国の経済回復及び民主化の観点からも最も重要な課題の1つである。同国の政策中枢と社会全般にもかかわる事項であるため、これまでの我が国の協力経験を活用しつつ、両国関係者の相互理解と信頼関係に基づいて進めていくことが不可欠である。

日本側が進めていく支援が、インドネシア政府自身が進める改革の内容と合致し、有効に機能するために、今後の協力分野、対象者等の協力内容の策定のアプローチを検討し、日本側の協力体制の構築に向けて慎重かつ確実に準備を進める必要がある。

具体的な協力の進め方については、ヴェトナム、カンボディア等での経験を踏まえ、双方

の優先分野についての理解を深めつつ、かつ最も有効な人材育成分野に集中的に支援を行うため、国別特設研修(本邦研修)の早期立ち上げが有効であろう。このなかでは、日本の司法改革経験などの紹介を行うとともに、インドネシア側関係者の間でも相互理解と信頼醸成を促進し、司法改革取り組みへの意欲や自信を強化することなども考えていく必要がある。

あわせて、短期、長期ベースで専門家を派遣し現状調査と課題の整理等を行い、より焦点を絞った有効な支援を工夫していくことが重要である。

(2) 協力のアプローチ

1) インドネシアの司法分野の現状を広く把握すると同時に、インドネシア側政府の改革の優先分野並びに日本の協力に対する具体的な要請内容を把握するため、今次の司法分野要請背景調査を行った。同国の司法改革は、現在、前政権から現政権への移行期にあると考えられる。前政権にて準備された改革は、その実施へ展開されるべき時期にきていると思われたが、同国の困難な現状を反映して、司法改革を最優先する考え方から、政局安定や経済回復等との微妙なバランスが図られているように見受けられた。

2) したがって、我が国が有効な協力を展開するにあたっては、短期即応的な支援と中・長期的な視点に立った支援を慎重に工夫する必要がある。

3) 例えば2002年度については、次のような支援が考えられる。

裁判官、検事、弁護士等法曹関係者を対象とした国別特設コースの準備・開催
Joint Seminar on Comparative Study of Criminal Affairs between Japan and
Indonesia(仮称)の準備・実施

企画調査員・現地コンサルタント等による正確な実態調査や改革動向の把握
必要に応じ重要事項の協議や特定問題解決のための助言等を行う専門家チームの派遣
政府内に設置された改革関係委員会や現地NGOの活動への参画・支援・貢献
日本国内の法整備支援連絡会等での協力項目、体制の検討

4) 中・長期的には、次のような事項に関し、日本側の取り組みの可能性を検討することが考えられる。

長期総合司法改革戦略の策定への支援
治安政治担当調整大臣や司法省による改革の推進や調整への支援
憲法改正、三権分立・相互牽制のあり方、裁判官任命・裁判所管理の最高裁移管の支援

(3) 日本側の協力体制

1) 迅速かつ効果的な協力を行う観点から、日本側大学関係機関や学会等との協力体制については、各々機関の経験や人材の制約等国内事情はあるものの、必要があれば今後の調査や

協力活動の両面から支援を得られるよう、継続的に情報・知見の交換や支援要請を行っていく。

- 2) 日本国内の協力体制構築の一環として、法整備支援に携わる関係機関からなる法整備支援連絡会等において、インドネシア司法分野支援の進展を説明し、重要な機関からの支援を確保できるよう進めることとしたい。

3 . インドネシアの司法制度

3 - 1 序(一般情報)

(1) 憲法の概要

インドネシアは、1512年にポルトガルの植民地、1605年にオランダ植民地となり、1942年3月8日まではオランダ法の影響を受けた民法・商法・刑法など各種法典を制定し、これが適用されていたが、インドネシア固有の慣習法であるアダット法¹も残存していた。

1942年に日本が侵攻し、法律第1号により軍政統治を布告したものの、この布告に矛盾しないものは効力を有するとされた。

その後、独立の翌日である1945年8月18日に現行憲法が制定(前文、本文37条、経過規定)されているが、その草案者は、慣習法の専門家スポモ氏などが草案者といわれている(日本軍が作成したと唱えるものもある)。

その内容は、オランダ植民地への反発からか、欧米の個人主義排斥しインドネシア流民主主義観が表れているとされている。前文、全37条及び経過規定があっただけで、三権分立や基本的人権の保障という概念については、不十分かつあいまいな内容の憲法といわれている²。

<パンチャシラ(建国5原則)>

インドネシアの建国精神が表すもので、1945年6月1日にスカルノが独立準備委員会で発表した演説における基本精神であり、憲法前文にも規定されている。

唯一最高神への信仰³

公正かつ高邁な民主主義

インドネシアの統一

¹ アダット法の父と呼ばれるVan Vollenhovenによれば、最低17の慣習法があり、その内容はそれぞれ異なるとされている。しかし、いずれにも共通する4つの特徴(下記のとおり)があるといわれているが、近代法導入以前又は直後の日本とほぼ同様の慣習法又は社会規範であろう。

物権と債権の区別がない

動産と不動産の区別がない

公法と私法の区別がない

民事責任と刑事責任の区別がない

出典「Contract Law」by Sudarugo Gautama[Current Development of Laws in Indonesia pp. 33-64, published by the Insitute of Developing Economies of the Japan External Trade Organization (IDE-JETRO)]

² しかし、これが民族解放の理念に基づいて独立し、社会主義や共産主義へつながるものと解すれば、さしたる疑問はなく、制度としては、中国、ラオス、ロシア、ヴェトナムなどと類似していることも納得できる(もちろんインドネシアの政治体制は社会主義や共産主義ではない)。要するに、欧米型の三権分立を採用せず、国民協議会を国権の最高機関とし、これが有する統治権のうち、立法権を国会に、行政権を大統領に、司法権を裁判所に分配したものと解することになる(いわゆる「権限分配の論理」)。

³ アラーやイスラム教を意味するものではない。

合議制と代議制により指導される民主主義

全インドネシア人のための社会正義の実現

これを3原則にすると「社会民族主義」「社会民主主義」「神への信仰」となり、1原則にするとゴトンロヨン(相互扶助主義、家族主義)になると説明されている⁴。

(2) 憲法の誕生から現在までの変遷

1945年8月18日～1949年1月27日 (1945年憲法)

1949年12月27日～1950年8月17日 (連邦共和国暫定憲法)

1950年8月17日～1959年7月5日 (1950年暫定憲法)

1959年7月5日～現在 (1945年憲法へ復帰)

ただし、近年、現行憲法は3回にわたり改正されている。

1999年10月19日(第1次改正) 主として大統領の権限を制限

2000年8月18日(第2次改正) 主として基本的人権と地方自治規定を追加

2001年11月9日(第3次改正) 主として大統領の権限制限と地方自治規定の詳細化、
憲法裁判所と司法委員会の設置

(3) 独立後の政権の変遷

1945年～1965年	スカルノ大統領統治時代 (政治ナショナリズムで国家運営、軍とインドネシア共産党のバランスのうえで成り立っていた)
1965年9月30日	9・30事件(将軍6人暗殺事件)発生 陸軍戦略予備司令官スハルトが鎮圧 後のスハルトの説明では共産党が背後にいたとされており、共産党(党员300万人)は壊滅した。
1967年3月12日	スカルノ大統領解任(国民協議会による解任決議)
1967年	スハルトが大統領代行となる
1968年～1998年	スハルト大統領統治時代 (経済の建直しを優先する開発主義国家へと転換)
1998年5月21日	スハルト政権退陣 ハビビ大統領
1999年6月7日	総選挙(44年ぶりの自由選挙)
1999年10月	アブドゥルラフマン・ワヒド大統領誕生
2001年7月23日～現在	メガワティ・スカルノプトゥリ大統領

⁴ 「アジア諸国の憲法制度」(p.157～P183)作本直行(アジア経済研究所)

(4) 統治の仕組み

1) 実態的観点

インドネシアの政治を語る際には、ジャワ・イスラム・軍の3要素を考慮に入れる必要がある。

ジャワ 国土の7%だが、全人口(約2億人)の約60%が居住

イスラム 全人口の約90%を占める

軍 オランダとの独立戦争の主役であり、かつ、スハルト政権で国防治安のほか、政治社会統治にも責任があるとされた(いわゆる「軍の二重機能」)。

インドネシアの行政制度(中央 州 県< 市 郡 村>)において、各レベルの長が重要な役割を担っているが、憲法改正前においては州知事は大統領任命であり、功労者である退役軍人が各レベルの長に任命されることが多かった。

2) 法的観点(スハルト政権時代)

実態は、以上のとおりであっても、法的あるいは形式的には大統領選出の経緯は次のとおりであり、民主的政府の体裁をとっていた。

国会議員選挙(直接選挙)と大統領選挙(間接選挙)においては、ゴルカル⁵(「職能団体」と訳される)が存在し、各種団体の連合組織としてスハルト大統領を支える与党として参加し、他方で野党の規制を強化していたため、常に圧勝していた。

統治機構上、国会の上に「国民協議会(MPR)」が存在し、これが最高意思決定機関であり、大統領を選任する(任期は5年)。国民協議会は1,000名からなり(現在は変更され700名)、内訳は国会議員425名、総選挙議席数に基づき配分された政党議員251名、軍代表75名(大統領任命)、地域代表など249名であった(現行制度については後述)。

したがって、与党ゴルカルの優勢と大統領任命による国軍などにより、スハルトが大統領に任命される仕組みとなっており、スハルトの大統領7選が可能となっていた。

(5) 憲法改正の内容

1945年憲法では、大統領の権限が強すぎることに、基本的人権条項があいまいであることから、アブドゥルラフマン・ワヒド大統領時代に憲法が改正されることとなった。

第1次改正(1999年10月19日)は、主として、大統領の権限を制限する内容の規定であり、内容は次のとおりである。

- ・第5条(大統領の立法権剥奪し、国会への法案提出権に改正)
- ・第7条(大統領の任期5年、再選1回のみ)

⁵ 正式には「Golongan Karya」というが、インドネシア語でもゴルカルと略称される。

- ・第9条(正副大統領の国民協議会及び国会における宣誓規定)
- ・第13条(大統領による大使任命は国会の助言を考慮)
- ・第15条(大統領による恩赦等は国会の助言を考慮)
- ・第17条(大統領による大臣任命)
- ・第20条(国会及び大統領の協議に基づく法案審査)
- ・第21条(国会議員の法案提出権)

第2次改正(2000年8月18日)では、主として基本的人権に関する規定と地方自治規定が追加され、その主な内容は次のとおりである。

- ・18条、18A条、18B条(地方自治に関する規定、省・県・市の首長は公選制)
- ・19条(国会議員の直接選挙制)
- ・20条(国会と大統領の協議による法案は、その後大統領の同意が30日以内に得られない場合でも、効力を有する)
- ・20A条(国会の立法権、監督権)
- ・22A条(立法手続は法律で定める)
- ・22B条(国会議員の解任手続は法律で定める)
- ・26条(国民の定義)
- ・27条(市民による国防の権利・義務)
- ・28A～28J条
 - 平等権と自由権(法の下での平等、思想・良心の自由、信教の自由、集会結社の自由、表現の自由)
 - 人身の自由(子供の保護、法による保護、脅迫・拷問の禁止、奴隷的拘束の禁止、遡及罰の禁止)
 - 経済活動の自由(職業選択の自由、居住移転の自由、勤労の権利)
 - 社会保障関係(生存権、教育を受ける権利、科学技術や文化の恩恵を享受する権利、情報伝達・獲得の権利)
- ・30条(軍と警察の関係の明確化⁶)
- ・その他、国家や国旗に関する規定

第3次改正(2001年11月9日)は、主として大統領の権限制限と地方自治に関する規定をさらに詳細にし、憲法裁判所や司法委員会の設置を規定しており、その主な内容は次のとおりである。

- ・3条(国民協議会の憲法定定・改正権限及び大統領等の任免権限)

⁶ 軍は国防のほか国内の治安も担当し、警察は軍の一部であるが、1999年4月に軍が警察業務から手を引き、現在は軍と警察の分離が進んでいる。

- ・ 6 条、6 A 条(大統領の資格要件、直接選挙制)
- ・ 7 A ~ 7 C 条(大統領の罷免事由、手続きなど)
- ・ 11 条(国際条約締結の手續)
- ・ 22C 条、22D 条(地方議会の構成と権限)
- ・ 22E 条(総選挙に関する手續)
- ・ 23 条 ~ 23F 条(財政及び会計監査院の権限)
- ・ 24 条(司法権の独立と司法行政権)
- ・ 24A 条(最高裁判所の権限、最高裁判所判事の資格及び任免方法)
- ・ 24B 条(司法委員会の設置及び権限)
- ・ 24C 条(憲法裁判所の設置、構成及び権限)

3 - 2 法体系

インドネシアの法形式及び法体系は次のとおりであるが、()内はインドネシア語による省略表記である。

法形式 ⁷	決定機関など
(1) 憲法	国民協議会
(2) 国民協議会決定(TAP MPR : Decree of the MPR)	国民協議会
(3) 法律(UU : Undang-Undang)	国会承認、大統領公布
(4) 法律に代わる緊急政令 (Prp : Peraturan Pemerintah Pengganti Undang-Undang)	事後国会承認、大統領
(5) 政令(PP : Peraturan Pemerintah)	政令相当 大統領
(6) 大統領令(KepPres : Keputusan Presiden)	政令相当 大統領
(7) 大統領告示(InPres : Instruksi Presiden)	通達相当(対外効あり)
(8) 大臣令(KepMen : Keputusan Menteri Negara)	省令相当 所管大臣
(9) 大臣告示(InMen : Instruksi Menteri)	通達相当(対外効あり)
(10) 地方規則(PerDa : Peraturan Daerah)	条例相当

なお、(4)は国会の議決なくして政府が公布でき、直ちに効力を有するが、1年以内に国会の議決を得なければならず、議決を得れば法律となるが、得られなければ効力を失う。

上位法規は下位法規に優先し、後法は前法に優先するという法原則は存在するが、一方で各法律間、上位法規と下位法規の整合性がなく矛盾があるという情報があるが、具体的な内容には接

⁷ JICAがまとめた資料によれば、本文に記載した8種類であるが、世界銀行の報告書「Law Reform in Indonesia」(1997年発行、published by CYBER CONSULT)p.2によればこの10種類が記載されている。

していない。

また、法律については、法務人権省の法制局が所管省庁起草に係る法案の整合性をチェックすることになっているが、その他の法規については関与しない。

なお、改正点が反映された1つの法律集(いわゆる六法全書のようなもの)はない。

3 - 3 統治機構

(1) 概観

インドネシアの統治機構は、国権の最高機関として国民協議会(MPR)⁸が存在し、1999年以前は5年に1回開催されていたが、その後は毎年のように開催されている。

その国民協議会(MPR)の下に、

国会(DPR)⁹(一院制である)

大統領

最高裁判所

最高諮問会議(DPA:国会へ答申・勧告する)

会計検査院(国会へ報告する)

がある。

統治機構の概要については図3 - 1インドネシアの国家の統治機構図参照。

これについて、理論的な説明を試みれば、「国民協議会が国家統治権の全部を掌握し、その実施機関として、他の機関にそれぞれの権限を分配している(立法権 = 国会、行政権 = 大統領、司法権 = 裁判所)制度」と考える方が妥当であり、近代欧米型の三権分立制度ではない。インドネシア自体が意識しているかどうかは別として、社会主義国家などで採用されている「権限分配の論理」に基づいていると考える方が理解しやすい。

もっとも、社会主義国家では、憲法等で国家権力は共産党や革命党の方針に従うとなっているものの、党自身は国家の統治機構の枠外に存在するのに対し、インドネシアでは、最高意思決定機関を「国民評議会」として統治機構の枠組みに取り込んでいる点で特徴的であるといえる。

(2) 選挙制度

以前は、選挙に参加できる政党が制限されており、ゴルカル、開発統一党(PPP)、民主党(PDI)の3団体であった。しかし、1999年の法改正により、完全自由化されるにいたった。

選挙制度は、州単位の比例代表制であるが、各党の名簿搭載者(立候補者)は、州の1級下の行政単位である県・市から立候補し投票が1位(小選挙区制)になることが条件となっている。

⁸ MPRはインドネシア語による略記であり、英語表記は「People's Consultative Assembly」。

⁹ DPRも同様であり、英語表記は「House of the People's Representatives」。

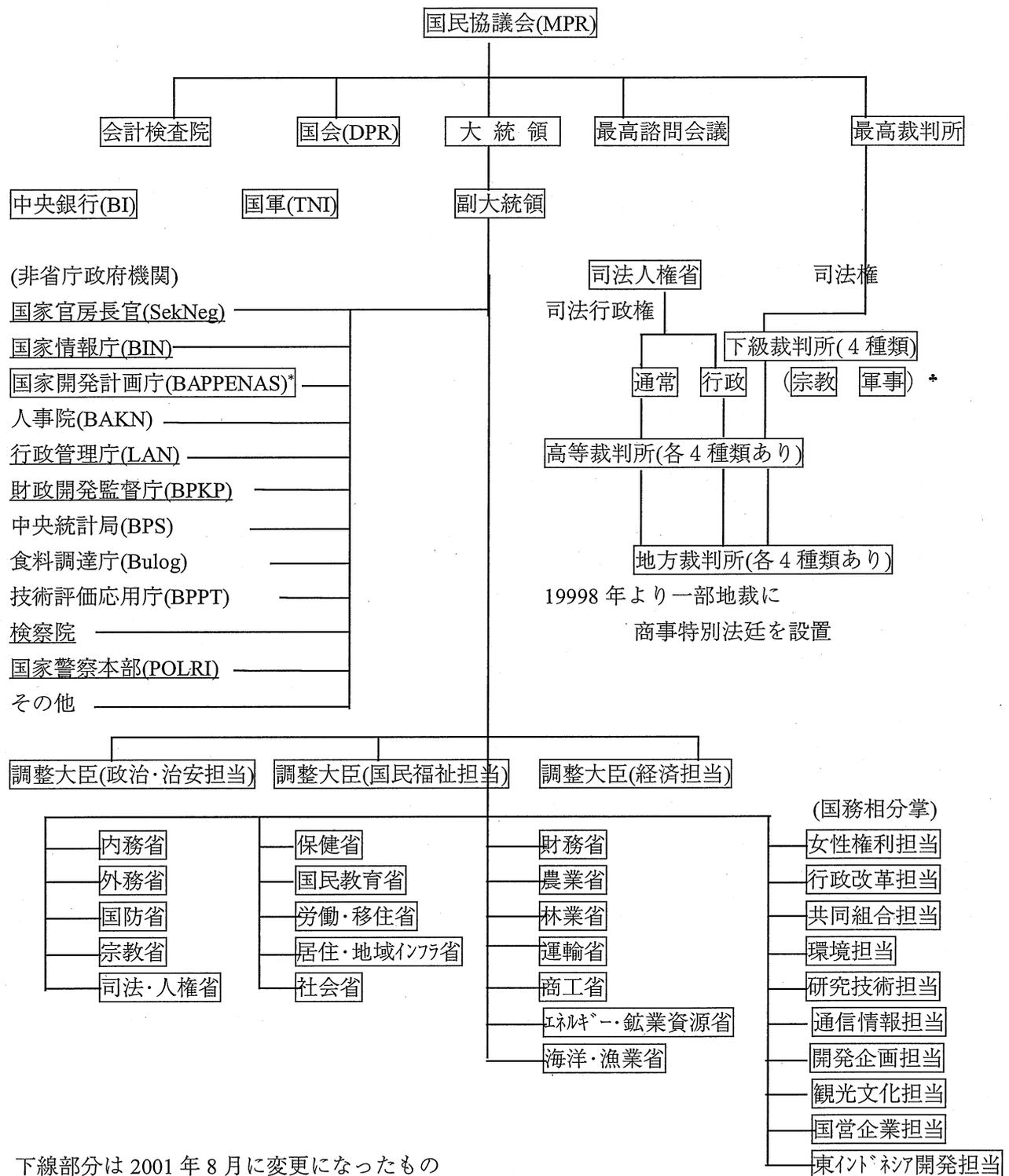


図 3 - 1 インドネシアの国家統治機構図(2001年 8 月現在)

* インドネシアの援助受入窓口機関である。

*宗教裁判所の司法行政権は宗教省に、軍事裁判所の司法行政権については国防省にそれぞれ属している。

国会 (DPR) の議席は現在500

うち軍への割り当て議席38(1999年法 4 号で75議席から削減¹⁰)

国民協議会 (MPR) の議席は現在700

国会議員500のほか、省議会選出・社会大衆組織の議席200を加えたもの
(1999年法第 4 号で1,000から削減)

3 - 4 司法制度概観

インドネシア司法制度を担う機関の主たるものは、最高裁判所、下級裁判所(高等裁判所及び地方裁判所)、検察庁 (AGO)¹¹及び法務人権省¹²であり、弁護士会も存在する。

日本や他国の制度との異同を意識して、その特徴を列記すると、次のとおりとなる。

裁判所の種類として、通常裁判所、行政裁判所、宗教裁判所、軍事裁判所の 4 種類がある。

下級裁判所の司法行政権は最高裁判所にはない。

検察庁は、独立・統一的な組織であり、法務人権省とは組織的關係はない。

統一的な法曹資格試験、法曹養成制度はなく、各機関が独自別個に採用する。

裁判所、検察庁、法務人権省の相互間に人事交流はない。

法務人権省は、日本の内閣法制局の機能を有するほか、知的財産権局を有する(他の国と異なり、日本と同様、矯正局、入国管理局は法務人権省にある)

弁護士には法廷立会する弁護士と法律相談業務のみを行う弁護士が存在する。

3 - 5 裁判所制度

(1) 裁判所の種類及び管轄

司法権は裁判所に属するが、事件の種類により管轄が異なり、4 種類の裁判所に振り分けられる。

通常裁判所 民事事件及び刑事事件の一般事件を管轄する

行政裁判所 行政訴訟を管轄する

宗教裁判所 (当事者がイスラム教徒であり、イスラム法・教義により裁判する婚姻等
関係の民事事件を管轄する)

¹⁰ 軍の議席数は、先に実施された削減に引き続き、2009年には議席がなくなることが決まっている。

¹¹ Attorney General's Officeは、日本の検察庁と法務省の一部 (訟務関係) の機能をあわせもつ組織である。

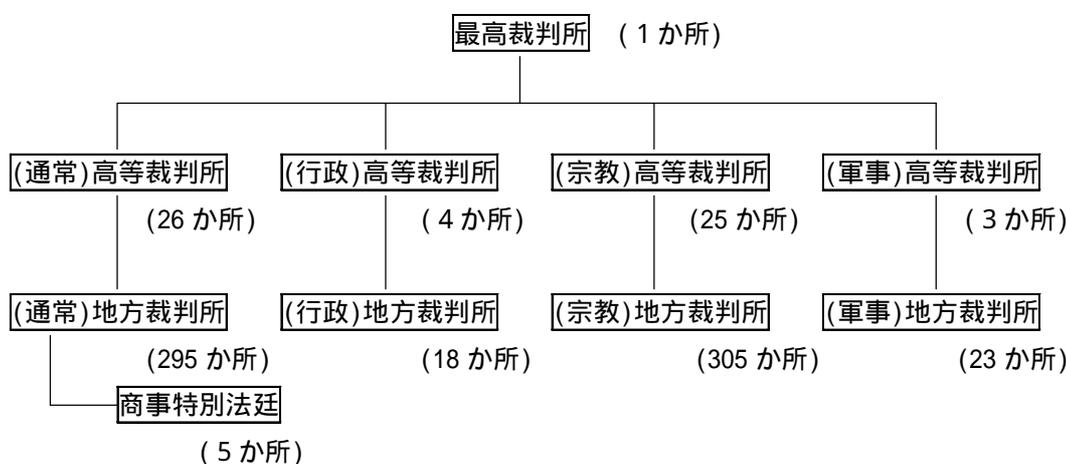
¹² 日本では、第 2 次世界大戦後の裁判所の独立に伴い、司法省から法務省へ名称変更していることと平仄をあわせると、司法人権省というべきであるが、2004年には権限を失うので、「法務人権省」と訳すことにした。また、1993年に独立行政委員会たる人権委員会ができ、それとは別に1999年に人権担当国務大臣が設置された。しかし、この大臣の機能は、その後法務大臣が引き継ぎ、局の 1 つとなったため、現在は「法務人権省」となっている。

軍事裁判所 軍人及び軍の規律に関する事件を管轄する(軍人による通常犯罪についても軍事裁判所が管轄を有する点で特徴的である)

各種裁判所ごとに、地方裁判所と高等裁判所が存在し(ただし、軍事裁判所は被告人の階級により若干異なる)、全事件に関する上告を最高裁判所が審理する。司法権の機能だけをみれば最高裁判所の下に統一されている制度であるため、いわゆる最高裁判所の系列にない「特別裁判所」を設置しているとはいえない。

下級裁判所は、州単位で存在する高等裁判所、その下の県単位で存在する地方裁判所で構成されている。

さらに、1998年から一部の地方裁判所に「商事特別法廷¹³」が設置されている。



(2) 司法行政権について

裁判官等の人事行政、裁判所の予算や管理など司法行政については、最高裁判所は、最高裁判所の司法行政権しか有しておらず、その他の裁判所については、

通常裁判所と行政裁判所 - 法務人権省

宗教裁判所 - 宗教省

軍事裁判所 - 国防省

にそれぞれ属している。

しかし、改正裁判所基本法(1999年法35号)で2か条¹⁴を追加し、全裁判所の司法行政権が最高裁判所に移行することとなり、2004年から実施される予定となっており、現在はその準備期間である(ただし、宗教裁判所の司法行政の移転時期については決まっていない)。

以下では、特に断らない限り、裁判所とは通常裁判所のことを指す。

¹³ 英語で「Commercial Court」と呼ばれており、管轄の違う4種類と同じような表記になっているため、商事特別裁判所と訳すべきかもしれないが、破産事件と知的財産権の紛争を担当することから、日本でいえば破産部や商事部であるため、「商事特別法廷」と訳すことにした。

(3) 裁判官の人数

1) 全裁判官数(通常、行政、宗教、軍事)約5,300名

最高裁判所 39名(定員51名)

通常裁判所 高等裁判所判事約300名、地方裁判所判事約2,900名

行政・宗教・軍事裁判所 (人数未確認)

2) 最高裁判所裁判官の内訳

最高裁判所判事の定員は51名であり¹⁵、大法廷も裁判官席が51席設けられている。

最高裁判所長官 (1名)

副長官 (1名)

準副長官 (6名)

判事 (43名)

ただし、現在は39名であり、最高裁判事12名分が空席となっている¹⁶。

なお、日本の最高裁判所調査官に相当するものとして、約100名の地方裁判所判事がおり、最高裁判所判事の職務を補佐している¹⁷。

(4) 裁判官の任命、資格、定年など

全裁判官に共通する資格要件として、まず法学士の資格を有することが必要である¹⁸。

そして、法務人権省が行う選抜試験に合格した者が1年間の試用期間を経て、6～8か月間の研修を受ける。

その後、実習生となり、書記官等として2年以上の経験を経たものが、その後地方裁判所裁判官として推薦を受ける資格を有する。

研修内容については、最高裁判所が実質的に決定しているということである。

¹⁴ 裁判所基本法の改正

第11条

1項 第10条に定める裁判所に関する組織上、管轄上及び財政上の権限は最高裁判所に属する。

2項 各裁判所の組織、管理及び財政に関する規定は、別の法律で定める。

第11A条

1項 第11条1項に定める組織、管理及び財政の権限移転は、本法施行から5年以内実施する。

2項 宗教裁判所の権限の移転時期については、前項を適用しない。

3項 本条1項の権限移行手続に関する規定は大統領令で定める。

¹⁵ 戦前の日本の大審院も、最も多いときで裁判官が50名いたことに照らすと、奇妙な一致がある。

¹⁶ その理由は定かではないが、司法の汚職が問題となっていることから、最高裁判所長官が判事任命に慎重を期しているという噂がある。

¹⁷ このような調査官の年齢は35～40歳が多いということである。

¹⁸ その他の要件として、インドネシア国民であること、全能の神への信心、パンチャシラ及び1945年憲法の尊重順守、非共産党員で9・30事件に直接間接に関与していないこと、責任感・正直・公平な性格であることなどがあげられている。

また、裁判官については、次表のとおり、キャリア制度が確立されている¹⁹。

裁判官の種類	年齢 ()は定年	経験年数	任命等
地方裁判所裁判官全員	25歳以上 (60歳)	地裁判事経験10年以上	最高裁長官の同意を得て法務大臣が推薦し、大統領が任免
同副長官			最高裁長官の同意に基づき法務大臣が任免
同長官			同上
高等裁判所裁判官全員	40歳以上 (63歳)	地裁長官・副長官経験5年又は地裁判事15年以上 高裁判事経験8年以上又は地裁長官経験3年以上 高裁判事経験10年以上又は地裁長官経験5年以上	最高裁長官の同意を得て法務大臣が推薦し、大統領が任免
同副長官			最高裁長官の同意に基づき法務大臣が任免
同長官			同上
最高裁判所裁判官全員	50歳以上 (65歳)	高裁長官経験5年以上又は高裁判事経験10年以上 (キャリア裁判官ではない場合 ²⁰ には法律分野で15年以上の経験が必要)	最高裁の意見を聞き国会提案に基づき大統領が任命
同準副長官			最高裁長官提案に基づき最高裁判事の中から大統領が任命
同副長官			国会提案に基づき最高裁判事の中から大統領が任命
同長官			同上

なお、通常裁判所の裁判官と行政裁判所の裁判官の資格は同一であるが、相互間における転任はなく、最初にどちらの裁判官になるかによって、その後の進路が確定するという運用である。

(5) 最高裁判所における審理

1) 裁判体

審理及び判決は最低限3名の合議体²¹で行われる。

したがって、本来は17裁判体が構成できるが、現時点では13裁判体となっている。

なお、大法廷(51名)で審理する事件は、国民的な関心事となる超大型事件である。

2) 審理事件

最高裁判所は、上告審として法律問題(法適用)のみ判断し、事実認定には関与せず(最高裁判所法28条)、事実問題に関しては高等裁判所の判断が最終となる。

裁判所の管轄(通常裁判所かその他の特別裁判所か)に関する最終判断

民事仲裁判断に関する不服申立ての審理

確定判決に対する再審査

¹⁹ 最高裁判所法(1985年法14号)第7条、通常裁判所法(1986年法2号)第14～16条

²⁰ この種の裁判官は現時点(2002年1月時点)では数名程度であるという。

²¹ 「最低限3名」というのは法律の表現であるが、現実には3名で審理しているということである。

法令審査権(法律より下位の法規について)

(注) 最高裁判所が審理・判断する事件につき、最高裁判所法28条1項a号で法律審(cassation)への申立てとなっており、同法29条でも、高等裁判所やその他すべての裁判所の判断に関して法律審への申立てに関して判断するとなっている。

3) 司法審査について

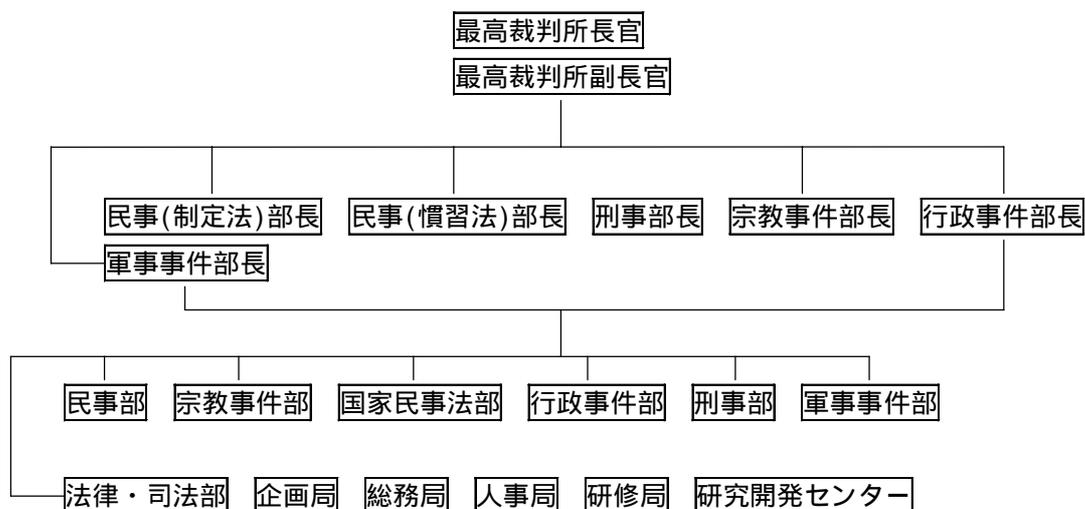
最高裁判所には違憲立法審査権はない。

裁判所基本法26条、最高裁判所法31条で最高裁判所の法令審査を規定しているが、「法律よりも下位法規につき司法審査が及ぶ」旨を明記している。

なお、2000年8月18日に国民協議会(MPR)法III/2000を發布しているが、これにより違憲立法審査権という概念が登場し、結局、同5条により国民協議会(MPR)に違憲立法審査権を認め、最高裁判所に法令審査権を認める制度になっている。

この国民協議会決定を受けて憲法が改正され、憲法裁判の設置を規定するにいたったという状態にある。

(4) 最高裁判所の機構図



(5) 下級裁判所における審理

1) 高等裁判所 3名の合議体で控訴事件を取り扱う

2) 地方裁判所 3名の合議体による第1審の審理が原則(単独体審理もある)

民事裁判手続きについては、現時点で詳細は判明していないが、オランダ法の影響を受けた大陸法系であり、基本的に日本の手続きと大差はないと思われるが、裁判の長期化が問題となっているということである。

なお、上訴期限は、事件の種類によって異なっており、代表的なものは、

民事事件 判決宣告から7日以内

商事特別法廷の事件 判決宣告から8日以内

刑事事件 判決宣告から14日以内

となっている。

(6) 商事特別法廷について

1) 設置根拠及びその経緯²²

破産法改正に関する1998年法第1号に代わり、1998年4月22日に政令が制定され(120日後の同年8月20日施行)、同年9月9日に国会に提出され、同年11月4日に法律として公布された²³。

同法では通常裁判所の一部として破産事件の第1審裁判所として商事特別法廷の設置に関する規定をおいている。

1998年6月、商事特別法廷の運営準備に関する委員会が設置され、同年8月に中央ジャカルタ地方裁判所に商事特別法廷を設置し、その後、2000年5月に、スラバヤ、メダン、マカッサル及びスマランに商事特別法廷が設置された。

2000年8月に新運営委員会が設置されており、そのメンバーは次のとおりである。

委員長 Purwoto S. Gandasubrata

次長 Diani Sadiawati, SH, LLM

委員 Soeharto, SH

Prof. Dr. Paulus Effendi Lotulung, SH

Prof. Dr. Erman Rajagukguk, SH, LLM

Dr. Eddy Djunaedi Kamasudirdja, SH, MCJ

Sukarata, SH

Prof. HAS Natabaya, SH, LLM

Prof. Mardjono Reksodiputro, SH, MA

Subardi, SH

Suyatno, SH

この委員会が行動計画を策定しているが、それによれば、商事特別法廷の裁判官又は職員に対して、「破産(支払不能)及び負債の回収」「商事仲裁」「国際商事取引」「クレジット取引」「知的財産権(TRIPsを含む)」「商法」を中心とする法律文献の提供、研修、再研修、セミナー、ワークショップなどにより能力向上が必要であるとしている。

²² JICAが入手した英文資料「COMMERCIAL COURT DEVELOPMENT」に基づいた。

²³ 1945年憲法第22条に従い、同政令は、国会で議決を得て法律となる。

また、破産法に関する知識の向上のみならず、実務における商事問題の理解、債務者・管財人・裁判官の役割に対する理解、コンピューター等の技術研修、コンピューター機器等の援助が必要とされている。

法律の改正点としては、

- ・ 事件不受理の指針の策定
- ・ 監督裁判官の権限と責務の明確化
- ・ 破産事件と民事事件の区別の明確化
- ・ 事件受理手続の規則の制定
- ・ 手続き及び決定の迅速化
- ・ 商事特別法廷から最高裁判所への事件記録送付の迅速化

などを掲げている。

今後の目標として、 商事特別法廷の管轄事件増加、 人材育成、 機構改革、 設備機器の改良、 適正な能力評価、を掲げている。

2) 参考事項

商事特別法廷の裁判官は、一定の研修を受けて英語ができる者が任命されている²⁴。

通常の審級手続きとは異なり、不服申立ては直接最高裁判所に対してなされ、高等裁判所は関与しない。

一方で、キャリア制度により、法律上、高等裁判所裁判官を経ないと最高裁判所裁判官になれないため、商事特別法廷の判事になって経験を積んでも、制度上昇進に反映されないという矛盾が生じている。

破産事件数も、当初のころよりは減少しているということであり、その後、知的財産権訴訟、独占禁止法に関する争訟を専属管轄とするなど、商事特別法廷を生かす方向での議論がなされている。

他の国際機関のドナーは、この商事特別法廷に関する支援を積極的に行っている。

3 - 6 検察制度

(1) 歴史的経緯

検察は、歴史的には、当初、中央の検察は内務省に属し地方の検察は知事の下に置かれていたが、1951年に中央及び地方の検察とも法務省へ移管された。そして、1961年7月22日に法務省から独立し、最高検察庁長官²⁵(Attorney General)を頂点とする独立機関となり、大統領

²⁴ 商事特別法廷の裁判官の給与を高く設定したり、居住条件を優遇しているという話があるが、法務人権省や商事特別法廷の裁判官は、これを否定していた。聴取の際の質問方法による差かもしれない、さらに調査が必要であろう。

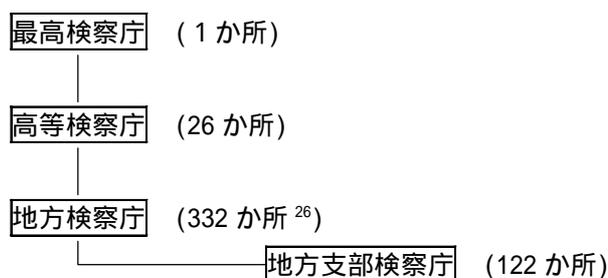
²⁵ Attorney Generalを「司法長官」と訳す文献もあるが、司法(法務人権)大臣と混同を招くので、最高検察庁長官と訳すことにした。

により任命されている。

ここでいう独立機関というのは、法務省という行政機関から独立した「非省庁政府機関」という意味であり、行政機関のトップである大統領の直轄機関として置かれていることになる。

(2) 組織

検察庁の組織は、下図のとおり、全国的に統一されたピラミッド型組織である。

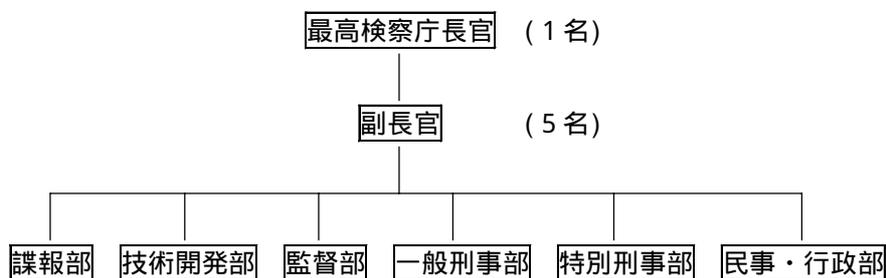


1) 検察官の人数

全国の検察官数は約5,500人で、うち約500名が最高検察庁にいる。

その他の職員の総数は、全国で約1万3,000人である。

2) 最高検察庁の組織



3) 検察官の権限

日本と同様、公訴権の独占、判決の執行などの権限を有する。

一般刑事部 一般犯罪につき、警察などの捜査に基づいて公訴の提起を行う。

特別刑事部 汚職、密輸、内乱及び人道犯罪²⁷につき捜査権限を有する。

ただし、検察官が捜査権限を有する「汚職」とは、公務員の犯罪により国家財産に損失を与えた罪のことを指すので、通常の贈収賄は警察捜査となる。

²⁶ 地方裁判所の数と地方検察庁の数が対応していないが、その理由は未聴取である。

²⁷ 人道犯罪というのは、軍による人権侵害事件(東ティモールなどにおける事件)を意図したものであるが、現時点ではまだ実働していない。

民事・行政部 民事訴訟における国の代理人、汚職事件による国家財産損失回復のための訴訟及び判決執行²⁸を行う。

(3) 検察官の資格要件

法律に規定されている形式的要件は裁判官と同じであるが、検察庁独自に採用・研修を行う。

つまり、法学士を有する者が、検察庁職員としての採用試験に合格した後、3～4年間の検察庁職員として勤務し、検察官研修所で4～6か月の研修を受けて、検察官となる。

なお、現在の最高検察庁長官は、検事のキャリアであるが、軍部出身の長官も存在する。

(4) 刑事手続きの概要

基本的に、捜査段階、公訴提起のための期間、公判段階、刑執行段階の4段階に分かれ、それぞれの手続きが分離独立している。

以下は、身柄捜査事件について、その手続きの流れを概観する²⁹。

1) 警察捜査段階

警察で捜査開始決定をなし、これを地方検察庁に通知する。

警察自らが逮捕状を発付し、20日間勾留

勾留延長 1 回目40日間(地方検察庁長の許可必要)

勾留延長 2 回目30日間(例外的場合³⁰で、地裁所長の許可必要)

勾留延長 3 回目30日間(例外的場合で、地裁所長の許可必要)

2) 公訴提起期間

公訴のための判断期間20日勾留(検察庁自らが勾留状発付)

勾留延長 1 回目30日間(地裁所長の許可必要)

勾留延長 2 回目30日間(例外的場合で、地裁所長の許可必要)

勾留延長 3 回目30日間(例外的場合で、地裁所長の許可必要)

²⁸ スハルト元大統領の不正により国内外に流失した資産の回収を狙って、民事・行政部門における検察官の役割とその強化に着目しているようである。

²⁹ ここに記載したのは、法律上可能な勾留期間であり、実際には、延長するにしても1回だけであるのが通常であるという。したがって、最短40日間の勾留で起訴され、各段階で1回延長したとして110日間で起訴される。公判は第1審判決が出るまで30日又は90日であるから、身柄拘束後最短で70日、各段階で1回延長ずつ延長されたとして200日以内に第1審判決が出ることになる。

³⁰ 例外的場合というのは、短期懲役7年以上の重罪の場合である(ただし、聞き取り調査のみで条文未確認)。

3) 公判段階

第1審

勾留期間30日間(担当の裁判長が発付)

勾留更新1回目60日間(地裁所長の許可必要)

勾留更新2回目30日間(例外的場合で、高裁所長の許可必要)

勾留更新3回目30日間(例外的場合で、高裁所長の許可必要)

第2審

勾留期間30日間(担当の裁判長が発付)

勾留更新1回目60日間(高裁所長官の許可必要)

勾留更新2回目30日間(例外的場合で、最高裁判事の許可必要)

勾留更新2回目30日間(例外的場合で、最高裁判事の許可必要)

最高裁

勾留期間50日間(担当裁判長が発付)

勾留更新1回目60日間(最高裁長官の許可必要)

勾留更新2回目30日間(例外的場合で、最高裁長官の許可必要)

勾留更新3回目30日間(例外的場合で、最高裁長官の許可必要)

(この期間内に審理終了するか、釈放しなければならない)

なお、検察庁が捜査する場合(特別刑事事件)においても、検察官による捜査段階と検察官による公訴のための判断期間は上記と同様である。

(5) 公訴提起のための判断資料

以下の証拠4種類のうち、最低2種類があれば起訴できる。

- 1) 被害者の供述
- 2) 目撃者の供述
- 3) 捜査書類
- 4) 鑑識・鑑定などの証拠
- 5) 被疑者の自白

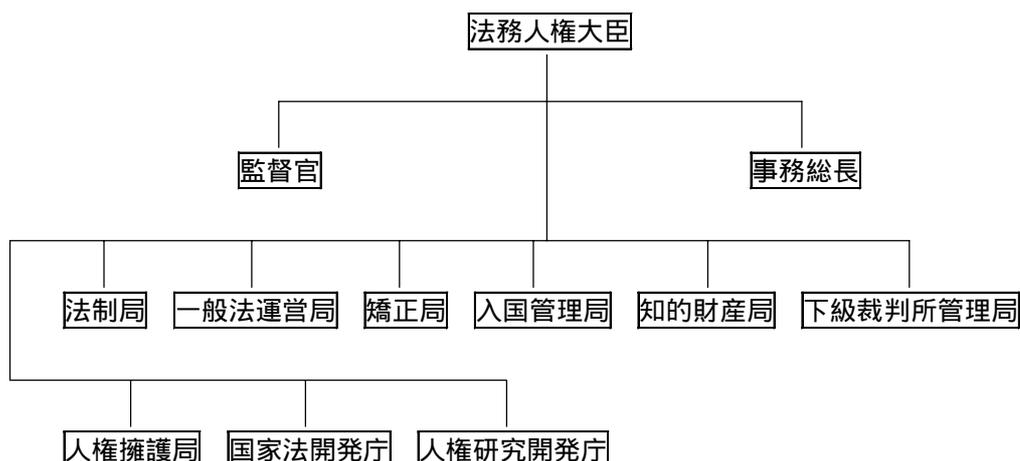
ただし、被疑者の自白には重きをおいていないという説明であった。

3 - 7 法務人権省

法務人権省は、民事法、刑事法、司法制度に関する法律などの所管法令を起草、他省庁が起草する法律案の審査を行っているほか、日本と同様、矯正局、入国管理局が法務人権省に属している。

日本の制度と異なり、知的財産権局が法務人権省に属している。

その機構図を示すと次のとおりである(人員構成については付属資料 3 及び 4 のとおり)。



このなかで、法制局が法案の起草や審査を担当し、国家法開発庁が法案の最初の大綱(academic draftと呼ばれるもの)を作成している。

また、国家法開発庁は、法令や商事特別法廷の第 1 審判決をコンピューターに入力しているが、ランニングコストがないためか、インターネットで外部からアクセスできない状況になっている。

3 - 8 弁護士制度

インドネシアでは、弁護士³¹は基本的に次の 3 種類に分かれる。

(1) 法廷立会弁護士(Litigator)

これは更に 2 つに分かれる。

1) 法学士を有する者で、全国の法廷に立会できる弁護士(法務人権省の許可必要)

英語で「 Advocate 」と呼んでいる。

2) 法学士を有する者で、一定の地域の法廷に立会できる弁護士(高等裁判所の許可必要)

インドネシア語で pengacara だが、英語に直訳すると「 Legal Advisor 」となるそうである

³¹ 弁護士のことを総称して「 practicing lawyer 」と言う人もいれば、(2) の法律相談業務を行う弁護士を「 practicing lawyer 」と表現する者もいるので、話し相手によってその定義を確かめる必要がある。本文に記載した 3 種類の弁護士を総称するインドネシア語「 penasehat hukum 」も最近使われているということである。

が、これでは誤解を生じさせるとのことで、適当な語句はないということである。

(2) 法学士を有する者で、法廷に立会せず、法律相談業務に従事する弁護士(許可は不要)

英語で「Legal Consultant」又は「Legal Advisor」と呼んでいる。

法務省の法律職、検察官、裁判官は、退任後に弁護士となることができるが、通常(2)のリーガル・コンサルタントになるということである。

インドネシアに弁護士会は5～6存在するが、弁護士業務を行うにあたって、弁護士会に登録する必要はない。最大のインドネシア弁護士会で約2,000人が会員となっているということである。

このような制度であることから、弁護士業務を行う者の総人口は正確には把握されていない。

3 - 9 公証人

公証人は、法学士の資格を有する者で、さらに2年間の公証人教育を受けて公証人となる。大多数の公証人は、契約書の作成やその認証業務を行っている。

4 . インドネシア司法制度における問題点

4 - 1 総論

(1) インドネシア司法の問題点については、アジア経済危機以前の国策大綱(1993～1998年)においても、「更なる経済発展のためには司法制度の改革に重大な関心を払わなければならない」旨宣言されており、遅くとも1990年代初頭から問題となっていたと思われる。

当時の問題意識に基づいて、

1995年初め	世界銀行が「インドネシアの法制度診断 ³²⁾ 」を支援 ³³⁾
1996年1月30日	国家開発計画庁とコンサルタントの間で正式契約
1997年3月12日	最終報告

という経過をたどって、「インドネシアにおける法改革³⁴⁾(以下、「世界銀行報告書」と記す)が公表されている。

世界銀行報告書が指摘する問題点や対策を要約すると、次のとおりとなる^{35)、36)}。

- 1) 基本的に19世紀オランダ法に依存しており、経済発展、経済活動の国際化、新型取引などに対応する法整備が必要である。
- 2) 最高裁の未済事件が約1万6,000件ののぼり、紛争を迅速かつ適正に解決する司法制度が存在するとはいえず、特に、破産事件、知的財産権、その他の経済事件に関する紛争を解決する司法制度が不十分であり、商事特別法廷の設置や裁判外紛争処理(ADR)の充実が必要である。
- 3) 司法が政治や行政の影響を受け、法律家など司法関係者の汚職が蔓延しており、法支配、司法権の独立という基本的事項が確立されていないうえ、判決や判例集の入手が困難であり透明性に問題があるため、司法に対する国民の信頼は極めて低い。
- 4) 司法分野に対する財政が極めて不十分である。
- 5) インドネシアの法律家は英語能力で劣り、経済の国際化に対応できていない。

³²⁾ 「Diagnostic Assessment of Legal Development in Indonesia(IDG Grant No. 28557)」

³³⁾ 国家開発計画庁(BAPPENAS)の要請・主導で進められた形にはなっているが、おそらく世界銀行主導と思われる。

³⁴⁾ 「Law Reform in Indonesia」という書籍名で出版されている。

³⁵⁾ これら問題点のほとんどは、外形的には日本の状況にもあてはまるが、実態としてはインドネシアでは法律家の汚職が顕著であるため、この意味では日本の状況とは全く異なるといえよう。

³⁶⁾ 最終的な提言は9項目であり、司法制度に対する市民の要望に応えること、司法分野に対する資金投入の必要性、司法へのアクセスを促進する方策の必要性、司法機関自身を通じた法改革の必要性、法律家に対する教育の必要性、法理論及び法社会学的見地からする研究開発の必要性、法律に関する記録と情報を充実させることの重要性、ADR充実の必要性、法曹倫理違反に対する厳正処置の必要性、となっている。

(2) インドネシア司法の現状は、「絶望的だが希望がないわけではない」(Desperate but not hopeless)³⁷という言葉に象徴的に表されている。その前提にインドネシア司法の問題点が存在しているが、すべては「司法における汚職の蔓延」に原因があるといえる。

この点、日本は、司法の汚職とはほぼ無縁の状況にあり、インドネシアの状況とは根本的に異なることを念頭に置いておく必要がある。その証拠に、昨今の司法改革論議で様々な問題点が指摘されているにもかかわらず、司法の汚職がないことは当然とされており(むしろ、裁判官の社会からの隔絶が問題とされるような状況である)したがって、その対策も話題にあがらない。

(3) インドネシアは、基本的にオランダ法の影響を受け、大陸法系に属しているところ、その内容が経済のグローバル化に対応しているかどうかはともかくとして、基本的な法律自体は整備されている。この点で、市場経済への移行や国造りから始めているインドシナ諸国とは異なる。

しかし、「法律や法制度は存在しても執行・運用がなされていない」、「法律や法制度を運用する法律家の人材に問題がある」という点に問題が存在する。具体例でいえば、

法律のほかに下位法規が多数発布され、その整合性に問題がある

法律やその下位法規の入手が困難である

判例集の入手が困難である

法曹資格の統一制度がなく、各機関が独自に養成している

などの状況が認められる。

これらの問題は、インドシナ諸国に代表される市場経済移行国にみられる状況とほぼ同じである。異なる点があるとすれば、一応、法律がそろう、不十分とはいえ判例集を作成、発行しているという点くらいであろう。

4 - 2 具体的問題点

(1) 司法の汚職に関する現状について

1) 最初に指摘したように、インドネシア司法における最大の問題点は、「司法の汚職」である。今回の調査において、面談する人(直接の司法関係機関を除く)の全員が、この点に言及している。

彼らの言葉を引用すれば、以下のように次々と出てくる。

インドネシアに司法の汚職があることは衆目の一致するところである。

裁判官や検察官は賄賂を受け取る。

³⁷ Prof. Mochtar Kusumatmadja, SH, LL. M(世界銀行報告書の主コンサルタントを務めた)による表現

最高裁判所裁判官になると、突然高級車を乗り回すようになる。

裁判は金で買われており、正義は金を多く積んだ者の手にある(裁判・正義は競り落とされる)。

裁判所で事件を審理してもらうためには、事件受理係などの裁判所職員、書記官、裁判官などに、手続きを進めるたびに金が必要となり、金を渡さないと事件は放置される。

判決書には結論のみ書いてあり、理由の記載がない(誇張であろう)。

判決宣告があっても判決書が当事者になかなか送達されないが、裁判官に金を渡せば判決書が3日で入手できる。

特定の判決書のコピーを入手するには裁判官に対する金が必要である。

法廷で宣告された判決内容と判決書の内容が異なることがある。

判例集が発行されていない。不十分ながら最高裁判所判例集が発行されているが、これを入手するには金が必要となる。

弁護士は、依頼者に裁判官に渡す賄賂を要求し、その一部を裁判官に渡しており、共同して当事者を食い物にしているような状況である。

法廷に立会する弁護士となるためには、高等裁判所の試験や許可が必要であったが、まともに実施されたことはなく、賄賂を贈れば誰でもなれた。

弁護士の9割は汚職にまみれている。

インドネシアで有能な弁護士というのは、法律知識を有している弁護士ではなく、裁判官や政府機関に人脈がある弁護士のことを指す。

政府機関に務めた者で法学士を有する者は、退官後は法律コンサルタントとなり、人脈を利用して金儲けをしている。

弁護士になったばかりのころ、雇用者である先輩弁護士から現金入り封筒を渡されて「裁判官に渡してこい」という指示を受けて渡したことがある。

警察や検察官も、裁判官や政府職員との不透明な取引により事件を解決している。

2) 各種調査の結果

世界銀行の近時のレポート³⁸によれば、裁判を利用した個人及び企業に対し、司法の汚職に関するアンケート調査を実施し、その結果を次のとおり公表している。

- ・ 裁判官への贈賄の経験 3分の1
- ・ 検察官への贈賄の経験 3分の2
- ・ 検察庁(組織)への贈賄の経験 5分の3
- ・ 裁判官に対する賄賂額 企業100~500米ドル、個人100米ドル

³⁸ 「INDONESIA The Imperative for Reform」: これはコピーの一部入手のため、時期や詳細な母数は判明していない。

・500米ドル以上の賄賂額 企業20%、個人11%

インドネシア汚職監視団³⁹の統計

最高裁判所判事41名⁴⁰のうち5名のみが金で判断を賄うことができなかった。

最高裁判所で事件の審理を受けた103名のうち、90%が裁判所から事件に関連して「報酬」を要求されたという結果が出ている(インドネシア法律扶助団体⁴¹との共同調査)。

3) 調査期間中に実施した日本の法制度に関するセミナーにおいても、質問では司法の独立や司法の汚職に関する発言が多く、司法関係者の前でこの件を話題にしても、司法関係者が特に反論しないという状況⁴²に接したことにかんがみると、インドネシアの司法の汚職は、事実であろう(もちろん、裁判官や検察官が直接自認しているわけではない)。

したがって、正義実現の最後の砦である司法(裁判所)が国民から信頼されていないことが認められる(もっとも、この状況は司法機関に限ったことではなく、他の政府機関も同様と思われる)。

(2) 司法の独立が実質的でない

1) 政治、行政府、その他の機関による司法への干渉があり、最高裁判所も司法権の独立を守っているとはいえない。この関係で象徴的に引用されているのが、元大統領スハルトファミリー関連の事件処理である。

事案の概要

スハルト元大統領の3男フトモ・マンダラ・プトラ(通称トミー・スハルト)は、1997年2月7日、自己が経営する店の土地と食糧調達庁の土地の交換契約(食糧調達庁の倉庫建築が等価交換の条件)を締結したが、倉庫を建築せず、かつ、食料調達庁の土地を事業に使用したとして起訴された(民事事件のようだが、おそらく国家の財産に損害を与えており、何か特別法違反と考えられる)。

裁判所の判断の変遷

第1審は、1999年10月、民事事件であるとして無罪としたが、最高裁判所は、2000年9月に懲役1年6か月、罰金1,000万ルピア(1,000米ドル)、損害賠償命令306億ルピア(306万米ドル)の有罪判決を下した。そのため、トミーは、2000年10月、恩赦申請したが認められず、収監を恐れて逃走するとともに、トミーの弁護士は同時に再審申請してい

³⁹ 英語表記はIndonesian Corruption Watch(ICW)、出典「Building Reliable Judiciary」(p. 54) by Mr. Budiman Soedarsono

⁴⁰ 出典「Building Reliable Judiciary」(p. 54) by Mr. Budiman Soedarsono。現在の最高裁判所判事の数より多いが、いつの時点の統計か記載はない。

⁴¹ 英語表記はIndonesian Legal Aid Institute

⁴² 日本には「裁判官は弁解せず」という職務以外で反論しない風習があるが、インドネシアの法曹が汚職について反論しないことが、そのような慣習によるものとは感じられなかった。

た。その結果、2001年10月にいたり、最高裁判所は一転して無罪判決を宣告した。

つまり、新証拠があるとはいえないのに再審無罪となったとして最高裁判所の判断が疑われている。

なお、再審無罪判決の前の2001年7月26日に最高裁判事(スハルト政権の不正事件を担当)が射殺される事件が発生しており、トミーの関与が疑われている。

この事件に関しては、国民協議会や大統領が最高裁に説明を求めるとか、最高検察庁が再度の再審申立てをするなどといわれている。しかし、不利益再審を認める制度はないはずであるし、他機関が最高裁に説明を求めること自体が「司法の独立」という概念が確立されていないことを物語っている。

最も、不利益再審の禁止などに代表される司法制度の基本原則は、司法機関が外部に影響されず、法と良心に従い、証拠に基づいて判断するという前提があり、かつ、国民もこれを信頼しているという前提があって初めて有効に機能するものである。肝心の司法判断が濫用され、信用されていないのであれば、前記のような動きになることは、法律論としてではなく、心情としては理解できないではない。

2) その他のケース

最高裁判所が無罪判決⁴³した刑事事件において、最高検察庁長官の再審請求に基づいて、他の最高裁判所裁判体が先の判決を無効とした事件があり、そもそも再審請求は被告側にしか認められていないので、後者の判決は違法判決である旨指摘されている。

事実関係が判明しないので何ともいえないが、法律審(cassation)であれば法律適用違反により検察庁も不服申立てできるという可能性もあり、民事事件を刑事事件の手続きで行う附帯私訴に関する不服申立ての場合もあり得る。

しかし、通常は、無罪判決がいったん確定したのであれば、法律審(cassation)でも有罪に変更することはできないであろうから、疑問が残ることに変わりはない。

ケドゥン・オンボダム事件

世界銀行が資金を拠出したダム計画において、水没予定の住民の一部が補償金(1㎡300~700ルピア)に納得せず、1㎡当たり1万ルピア(当時3米ドル)の補償を政府に求めて1990年に訴えを提起した事件で、第1審・控訴審とも敗訴したが、1993年7月28日に最高裁が覆し、1㎡当たり3万~5万ルピア(当時9~15米ドル)の補償を命じた。

ところが、最高検察庁長官が国の代表として最高裁長官に再審を求め、1994年に11月、最高裁は、「前回判断の基礎となった1975年第15号の内務大臣令は1993年第55号の大統領

⁴³ releaseとあるのみだが、前後の文脈から無罪判決と解釈した。出典「Building Reliable Judiciary」(p.56) by Mr. Budiman Soedarsono

令により効力を失った⁴⁴」という理由で、前回の最高裁判決を覆して住民敗訴とした。

ガンジー記念学校事件⁴⁵

学校の経営に関する事件で、設立証書の偽造や横領が問題となり、被告人は、偽造のみで第1審と控訴審で有罪となったが、1995年5月11日に最高裁で無罪となった。ところが、被害者が、最高裁判決の明白な誤りが4か所あるとして、最高裁の準副長官に手紙で訴え、同準副長官は、最高裁長官に再審を申し立てるよう個人的に手紙で依頼した。

この準副長官は、裁判を担当した最高裁刑事部長判事が、被告人の弁護人である退役最高裁判事から依頼を受けた旨告白した手紙を有していた。なお、この弁護人は、当該事件を自己がコントロールできる裁判体に配点されるように工作したと伝えられている。

最高裁内部に調査委員会が設置され、準副長官が最高裁の威信を失墜させたとして解任を提案され、長官及び他の準副長官が賛成、副長官が反対となり、結局、この準副長官は65歳の定年を迎えたという理由で退官した。

(3) 裁判所の透明性がない

1) 判決・判例集の公開が不十分である

裁判所の透明性の問題で指摘されることは、判決及び判例が一般社会に公開されていないという点である。

これに関連して、調査当初の関係者は「判例集がない」「判決が当事者にも交付されない」「判決は結論のみで、理由が記載されていない」という極端な内容であった。

しかし、最高裁判所、法務人権省など関係機関を訪問したところ、

判例集は発行されていること

判決は法律で当事者に交付するようになっていること(現実に遅滞なく交付されているかどうかは疑問である)

判決書には理由や法令の適用が記載されていること(最も、インドネシア語であるので、その内容が十分かどうかは検証していない)

が判明した。

特に、最高裁判所では

判決は全部ではないが、最高裁で選別した判例につき解説を付して発行していること

判決は当事者に交付すれば足りるものであり、他の第三者に公開する必要はないこと

などを説明していた。

⁴⁴ この大統領令は最初の最高裁判決の1か月前に公布されたものである。第1回目の最高裁判決の是非(特に請求額以上の補償を命じた点)はともかく、再審判決は、事件後に公布された大統領令を遡及適用したように思える。出所「Building Reliable Judiciary」(pp. 63-66) by Mr. Budiman Soedarsono

⁴⁵ 出典「Building Reliable Judiciary」(pp. 69-71) by Mr. Budiman Soedarsono

にもかかわらず、前記のような批判がなされるということは、その公開の仕方に問題があるか、あるいは、司法が信頼されていないため、公開する判例を最高裁が選別すること自体に何らかの恣意が働き、正当に公開していないのではないかという疑問を抱かれるという悪循環に陥っているものと思われる。

最高裁判所も、この点は理解しており、判決を全部公開する方向で法改正を考えているが、予算面で問題があることに言及していた。

2) 訴訟費用等が公開されていない

裁判に必要な費用が公開されていないため、手続きの各段階で裁判所職員から根拠のない金を要求されても反論できない状況にあり、汚職を助長させることになっている。

ただ、これも訴訟費用などの手続きに必要な費用が定められていても公開が不十分なだけかもしれないので、更なる調査が必要である。

(4) 裁判官、検察官、その他の職員の給与が低い

裁判官の給与について個別に聞き取り調査したところ、十数年の経験を有する裁判官(現在商事特別法廷の裁判官)で、月収300万ルピア(300米ドル)ということであった。もちろん、これ以外の諸手当があるはずであり、公務員の兼業が禁止されているわけではないので、実収入はさらに多いと思われる。同裁判官の配偶者の弁護士収入があるので、個人的には生活に支障はないということであった。

なお、国家法制度委員会の次長Mardjono氏は、法曹界の公務員として最高級ランクと同一ということであり、その給与月額が1,700万ルピア(1,700米ドル)であるが、大学やその他の講義等の収入があるということであった。

(5) 事件処理能力に欠けている

最高裁判所における未済事件は約1万6000件もあり、この状況は少なくとも1990年代前半から継続しており、最近では最高裁判事に空席があることから増加傾向にあって、1万8,000件になろうとしている。

結局のところ、法曹としてのプロ意識・倫理が欠如していることの現れでもあろう。

(6) その他

世界銀行報告書によれば、法務人権省その他の政府機関の立法能力と国会の立法能力が不十分であること、裁判外紛争処理(ADR)の機能が不十分であることなどがあげられているが、その詳細については、1997年以降の改革を含め、今後さらに調査する必要がある。

4 - 3 日系企業からみた問題点

(1) インドネシアの日系企業に関する情報

日本・インドネシア関係

対インドネシア輸出 54億米ドル(2000年)

対日本輸出 144億米ドル(2000年)

日系企業数 約1000社(企業と駐在員事務所を含む)

JJC⁴⁶会員数 中核的企業367社

投資総額 373億米ドル(1967～2000年末の対インドネシア海外投資の15.5%)

現地雇用創出 20万人超

主要産業分野 自動車、二輪車、家電、板ガラス、繊維など

(インドネシア総生産額の5～9割を占める)

(2) JJCによるメガワティ大統領に対する提言

2001年9月、JJCはメガワティ大統領に対して、以下のような要望事項と提言を書面にて提出している(詳細は参考文献15-(13))。

1) 治安の維持と司法の確立

信頼できる警察と裁判所の確立

司法関係者のモラル向上と判決の情報公開

工場周辺における近隣住民の違法な営業活動取締

2) 課税(賦課金)及び課税事務の適正化

税の捕捉の不徹底による不公平感あり

地方分権化により無秩序な課税や賦課が助長されている

課税事務における法律・規則の不合理な解釈適用(謝礼金の要求)

税制の解釈や実施要領に関する苦情相談を行う中立的機関の設置

3) 通関、関税手続きの迅速化と法律・運用規程の情報公開の義務づけ

税関担当者の見解の不一致や不当な理由による通関の停滞

経済関連法全般を含めた運用規程の未整備(統一原則の整備と情報公開)

規程変更時における周知期間の設定と迅速な情報公開(地方自治体を含む)

4) 労働問題の解決

労使紛争の円満かつ迅速な解決のための制度確立

労働関係法規制の際にはグローバルスタンダードとの調和必要

行政側の専門知識の習得と一貫した政策、労働者側の労使協調への理解のための機会提供

⁴⁶ The Jakarta Japan Club Foundation(ジャカルタ・ジャパン・クラブ)の略称

- 5) 海外直接投資を奨励する各種優遇制度や促進の充実
戦略産業への重点的優遇制度や既存企業の再投資に対する十分な優遇制度の不存在(他のアセアン諸国や中国と比較しても不十分なため、その創設)
企業活動や雇用に関する許認可手続の一元的処理及び迅速化(ワン・ストップ・エージェンシー機能が望まれる)
- 6) サポートインダストリー(SI)の振興
2002年のAFTAによる域内関税引下げに伴う競争環境に耐える産業活力の維持
産業基盤の部品や部材産業の裾野拡大
機械、電気・電子部品、部材を供給する中小企業のSI振興
- 7) 電力等エネルギーの安定供給
2004年以降の電力需要を見据えた新規電源の開発促進
新規電源とマッチした電力流通設備の計画推進
電力流通設備の信頼性向上に基づく電気の質の向上による安定供給
- 8) 産業インフラの整備
物資輸送の遅延など産業活動を阻害する要因の除去
空港、港湾と生産拠点とのアクセス道路や容量の不足改善
各港湾の高価な手数料により競争力弱体化(他のアセアン諸国と比較して)是正
- 9) 4大投資案件の円満な早期解決
日本からの大型投資案件の解決遅延がもたらす新規投資の更なる遅延
国際的な約束・合意の最大限の尊重
- 10) 国の発展を支える人材の育成
以上の要望・提言に関して、インドネシア政府側の窓口としてDrs. Frans Seda氏が大統領より指定された。
JJCでは、今後、提言書の項目ごとに小委員会を設けて対応していき、窓口を通じて関係大臣と調整を行っていくこととしている。

(3) 日系企業からみた司法関係諸問題

2001年9月に実施したJJC会員企業に対するアンケート調査結果をまとめている。

- 1) 判決の公開がない、又は判決入手が困難である。
- 2) 判決の内容が不合理又は裁判官の質が低い(破産事件、経済法に関する知識なし)
- 3) 裁判官が容易に買収される
- 4) 裁判が遅い(放置される)
- 5) 警察に取締を要請しても放置されたり、金品を要求される

4 - 4 インドネシア司法制度の問題の根源

(1) 以上、様々な問題点があるが、要するに、4 - 1(3)で指摘したように、すべては「法律はあっても法律に従った執行・運用がなされていない」、「法律を運用する人材に問題がある」ということに尽きるといえる。

行政機関の課税事務や通関業務などにおける不統一な執行・運用は、開発途上国にはよくみられる現象ではあるが、インドネシアでは、司法の独立が憲法や法律に規定されていても実質的な独立がないのであるから、これもその一例といえる。正義実現の最後の砦である司法がこのような状態であるから、他の執行機関の実態については推して知るべしであろう。

しかし、より根本的にはインドネシアの統治機構から派生してくる問題であり、換言すれば憲法に由来しているといえるであろう。

すなわち、国民協議会が名実ともに国権の最高機関として存在し、その下に立法機関、行政機関、司法機関があるという統治構造の下では、権力の抑制と均衡(チェックアンドバランス)の観念が発達するのは困難であろう。あらゆる国家機関が少なくとも国民協議会の干渉を受けるという意味において、行政の中立性や司法の独立性は二次的な存在になっていると評価されても仕方がない(なお、国会の構成は国民協議会と近似しているので、この意味では国会の影響も受けるといってもよい)。

想像するに、これまで、インドネシアの1945年憲法には、立法・司法・行政の三権に分ける旨の規定があることや、共産党を排除してきたことなどから、他の自由主義諸国と同様に近代欧米型三権分立の制度を採用しているが、それが不十分であったという認識があったのではないかと思われる。

しかし、既に指摘したように、インドネシアの1945年憲法、つまり統治機構は、共産主義や社会主義諸国で採用されている「権限分配の論理」と同様のものであると理解するならば、インドネシアの現状は容易に理解できる。というのは、この論理の下では、司法といえども最高意思決定機関の政策を執行する機関にすぎず、単に裁判における法適用をとおして当該政策を実現する役割を担っているからである⁴⁷。

なお、スカルノ政権時代や開発独裁のスハルト政権時代には、立法機関・行政機関・国軍が同一体化していたため、大統領によって物事が決まり、司法は(国民協議会や国会の干渉ではなく)行政の干渉を受けることが当然のようになり、この時代が50年以上も続いたため、時代が変化した現在においても、その考え方から抜けきれないのではないかと思われる。

したがって、今回の第3次憲法改正で司法権の独立に関する規定がなされたが、権限分配の

⁴⁷ 最高裁判所は、大統領や他の行政機関から法律問題に関する意見を求められた場合には、これに応じて法律学的見解を述べるものとされている(最高裁判所法35・36条)。最高裁判所の違憲立法審査権は意識的に採用しなかったとされていることから、この条文はそのような判断まで認めたものではないと理解すべきであり、そうすると、司法が国家機関の法律顧問的な立場にあることを認めていることになる。

論理には変更がなく、インドネシアが抜本的な司法制度を行う意思があるなら、最終的には真の意味での三権分立を採用するのか、現行の憲法制度を継続するのかの選択が迫られるときがくるであろう。

(2) 一方で、インドネシアにはゴトンロヨン(相互扶助、家族主義)という概念があるが、これは本来、国民全員がその精神の下で国家と国民の発展に寄与するものとして意味があると思われる。しかし、現状は、むしろ矮小化して実践され、各国家機関、各部局、各共同体のゴトンロヨンとなり、汚職問題に真剣に取り組まない原因になっている可能性がある。

5 . インドネシアにおける法整備及び司法改革の状況

5 - 1 インドネシアにおける司法改革の方針

(1) 国策大綱(GBHN)及び国家開発計画(PROPENAS)

インドネシアにおいては、国民協議会(MPR)が「国策大綱(GBHN)」で5か年計画概要を作成し、これに基づいて国家開発計画庁(BAPPENAS)が「国家開発計画(PROPENAS)」において5か年計画を具体化し、さらに、各省庁で具体的活動を起こすという基本構造になっている。

1999年10月の国策大綱(1999～2004年)では、基本12項目のうち、司法制度改革に関連するものとして、次の2項目を掲げている。

国家法制度整備を通じた正義と真実に基づく法の支配の確立と基本的人権の尊重

プロ意識を有し、効率的かつ建設的、透明性かつ廉潔性の高い行政機構の整備

この方針を踏まえ、

- 1) 法の支配の確立
- 2) 法制度の整備
- 3) 司法制度及びその機能の強化
- 4) 基本的人権の尊重

などの点を重要課題として掲げている。

これを受けて、2000～2004年の国家開発計画では、次のような方針を掲げている。

法制度整備

- ・オランダ植民地時代の法令及び現行法の改正、立法手続きの法令改正
- ・経済活動、地方分権、環境問題等を支える法令の制定又は改正

司法機関及び法執行機関の能力開発

- ・裁判官、その他の法執行機関職員の採用、養成、昇進等に関する制度整備
- ・司法の独立及び迅速かつ適正な法執行の確立

癒着・汚職・縁故主義及び人権侵害の排除

- ・法及び人権の確立に対する信用回復
- ・癒着、汚職、縁故主義、人権侵害に関する未解決事件の解決と国家資産の回復

遵法精神の向上

- ・適正な法令と手続きに基づく対話を重視した法執行
- ・地方独特の文化や価値観の尊重
- ・法意識向上のための活動推進

この国家開発計画には、多数の法律改正や新法の計画が網羅的に列挙されているが(付属資

料1参照) これら全部を5年間で遂行できるとは思えず、本当に実現できるか疑問である。

仮に、2004年までに列挙されたすべての法律を制定したとしても、単に法律はできても、実際に執行可能な法律となるかという点で疑問が残るであろう。

(2) インドネシア司法制度改革の端緒及び方向性

前記の4-1(1)に記載したとおり、インドネシアの司法改革については、アジア経済危機以前の国策大綱(1993~1998年)においても、「更なる経済発展のためには司法制度の改革に重大な関心を払わなければならない」旨宣言されており、遅くとも1990年代初頭から問題となっていた。

1998年以降のインドネシアの司法制度改革や議論の方向をみると、この世界銀行報告書を前提又は参考にしていることが明白である。

すなわち、主なものだけでも、

破産法の改正(1998年)

商事特別裁判所の設置(1998年)

憲法改正による大統領の権限抑制と人権保障規定の明確化(1999年、2000年)

独占禁止法の制定(1999年)

裁判所基本法の改正(1999年、下級裁判所の司法行政権を2004年に法務人権省から高裁判所へ移行する内容)

国家機関の行動を監視する国家オンブズマン委員会(NOC⁴⁸)の設置(2001年)

マネーロンダリング法案の作成(現在、国会上程中)

などの法整備を行っている⁴⁹。

5-2 インドネシア司法改革の推進を担う関連機関

(1) 国家法制度委員会(National Law Commission : NLC⁵⁰)の設立及び活動⁵¹

司法改革を推進する機関として設置されたものである。

設立日時 2000年2月24日設立

設立根拠 大統領令2000年15号(2000年2月18日発布)

設立目的 大統領の要求に基づき法政策に関する意見を提供
司法改革に関する総合計画策定にあたって運営委員会として
大統領を補佐

⁴⁸ National Ombudsman Commission、インドネシア語の略号表記ではKONとなる。

⁴⁹ 1998年から1999年にかけて、40を超える新しい法律が制定されたということである。

⁵⁰ インドネシア語の略号表記ではKHNとなる。

⁵¹ この項の情報は、国家法制度委員会のAnnual Report, Year 2000を参照した。

組織・人員 委員 6 名、職員 17 名

委員長 JE Sahetapy

副委員長 Mardjono Reksodiputro

委員 Frans Hendra Winarta

Mohammad Fajrul Falaakh

Harkristuti Harkrisnowo

Suhadibroto

出資機関 アジア財団(AF⁵²)、社会開明機構(OSI⁵³)

市民社会援助強化計画(CSSP⁵⁴)、政府(IBRA の補助⁵⁵)

国家予算(APBN、2000 年 12 月に受領)

活動状況

小委員会の設置(以下にそれぞれ複数の作業部会が設置されている)

A 小委員会(司法制度運営の改善)

公聴会の結果(2000 年 5 月 30 日開催)

ア 汚職事件専門法廷の設置

イ 汚職事件担当裁判官の研修

ウ 裁判官の採用・昇進制度の改善

(統一司法修習制度採用の検討、司法委員会の設置)

エ 最高裁判所の改革(司法行政権の統一化など)

オ 裁判所の透明性強化

B 小委員会(良い統治及び行政法改革)

公聴会の結果(2000 年 9 月 12 日開催)

ア 行政の透明性、説明責任の重要性

イ 行政法の改善(差別禁止、平易な表現の条文、下位法規への安易な委任の制限)

C 小委員会(立法能力の向上)

公聴会の結果(2000 年 9 月 6 日開催)

ア 憲法改正条項に関する問題

イ 国会の立法能力が著しく低く、内容にも問題あり(大半が政府提出法案である)

⁵² Asian Foundation : AF は、事務所、設備、電話、職員の給与などを負担している。

⁵³ Open Society Institute : OSI は、2000 年 5 月の公聴会(セミナー) 2 回の費用負担、同年 9 月の公聴会(セミナー) 4 回の費用を CSSP と共同負担している。

⁵⁴ Civil Society Support and Strengthening Program : CSSP は、2000 年 9 月の公聴会(セミナー) 4 回の費用を OSI と共同負担している。

⁵⁵ IBRA : Indonesian Bank Restructuring Agency は、事務所、電話、電気、水、警備費用を負担している。

D 小委員会(法律分野の研修・試験・規律)

公聴会の結果(2000年9月13日)

- ア 法曹資格の必要性(採用、評価、研修、法曹倫理の条文化など)
- イ 法曹倫理の確立
- ウ 専門研修の必要性
- エ 法曹資格試験制度の確立

E 小委員会(法と経済復興)

公聴会の結果(2000年9月7日開催)

- ア 信頼のある法制度は経済回復に不可欠
- イ 破産法、会社更正法、知的財産権法、市場投資法、銀行法の改正や、IT法・eコマース法制定の必要あり

F 小委員会(刑事司法制度の改善と統合)

公聴会の結果(2000年5月31日開催)

- ア 司法の信頼回復が重要(特に、刑事裁判では真実発見のため積極的活動が必要)
- イ 検察の独立の重要性(大統領直轄であることへの不信感)
- ウ 警察の職務は公共の秩序と治安の維持(捜査権の行使に問題はないか)
- エ 矯正制度の拘禁中心主義の問題点

(2) インドネシア統治改革パートナーシップ(Partnership for Governance Reform in Indonesia)

設置 2000年2月の第9回支援国会合(CGI)での合意に基づき設置

目的 ガバナンス改革の推進と、ドナー・政府・NGO間相互の調整

各ドナーの既存案件は、対象から外するのが原則であり、パートナーシップの方針には拘束されず、二国間協力の支援に対する制限はない(ただし、重複回避による資金の効率的活用のため、ドナー会議において援助方針や活動計画に関する情報提供を求められる)。

活動資金 UNDPに創設された「パートナーシップガバナンス信託基金」
(UNDP、世界銀行、ADB、その他のドナーが拠出している⁵⁶)

手続き インドネシア政府やNGO等が案件ごとにパートナーシップ事務局に申請
パートナーシップ執行委員会⁵⁷(Governing Board)が、その申請に基づき、活動

⁵⁶ 日本は、2001年11月のCGI会合で400万米ドルの拠出を表明している。

⁵⁷ 執行委員会の構成は、インドネシア側からは政府関係者(ただし、個人の資格)及び市民社会(NGO、有識者等)、ドナー側からはUNDP、世界銀行、ADBの代表、主要ドナー国大使等(議長は、エルナ・ウィトラール前居住・地域開発大臣)。

なお、執行委員会の審議状況や活動報告のため、パートナーシップのドナー会議が定期的(数か月に1回)に開催されている。

方針の決定、基金による支援承認等を行っている。

前記の国家法制度委員会(NLC)や国家オンブズマン委員会などの政府関連機関も、パートナーシップから活動資金の一部を得ている。

活動状況⁵⁸

幾度もの政府機構の改変や職員の変更により、さほど進展しているとはいえないが、2001年末までの活動は、次のとおりである。

- ・ 法関係機関相互の交流
- ・ 司法改革の前提となる憲法改正に関する協議
- ・ 国家法制度委員会(NLC)の計画実施
- ・ 国家オンブズマン委員会(NOC)に対する資金援助
- ・ 司法改革推進計画への資金援助(例：メダンにおける司法監視団体の活動支援)
2002年の活動目標(予算は約12万7,600米ドル⁵⁹)
- ・ 運営委員会の設置(政府、民間、法律家、パートナーシップ会員により構成)
- ・ 司法コミュニケーション・フォーラム(政府機関、民間等の参加による拡大会議のよ
うなもの)への援助
- ・ 国家法制度委員会(NLC)と政府機関との対話推進による同委員会の提案採用
- ・ 統合的な司法制度に関する北スマトラ地域ワークショップを開催し、関係機関相互協
力の推進の手本となる試験的プロジェクトの運営をめざす
- ・ 司法機関の監査、提案の実施及びその監査に対する市民参加への支援
- ・ 司法改革の国際比較に関する情報の入手及び共有への支援
- ・ 毎月開催のドナー会議への支援

これらの司法改革計画を真に実効あらしめるためには、改革を推進するという政府の強固な意思と司法関係機関の関与が必要であるとしている。その手始めとして、2002年1月28日に警察長官、最高検察庁長官、最高裁長官、法務人権大臣、国家法制度委員会(NLC)長をメンバーとする会合(通称Law Summit)が開催されたばかりである。

5 - 3 その他の司法改革の動向

前述したインドネシア司法制度の問題点や司法改革の方針から明らかなように、1998年以降において、前記5 - 1(2)の ~ に記載した改革を実施してきている。

⁵⁸ この項の情報は、パートナーシップ事務局作成のペーパーStrategy For Legal / Judicial Reformを参照した。

⁵⁹ パートナーシップはガバンス全般を取り扱っており、そのなかの一分野にすぎない司法分野に関する予算である。

以下に掲げるものは、(1)及び(2)は前記と重複するが、その他に様々な計画がなされている状況にある。

(1) 商事特別法廷の設置

前記3 - 5(6)に記載したとおり、1998年に設置されたものである。

これは、世界銀行報告書に基づいて、破産事件を中心とする司法制度を充実させなければ、国内企業はもとより外国資本の企業も、インドネシアで企業活動ができず、ひいてはインドネシアの利益にならないという観点から、これらの事件を特別に扱うために設置されたものである。

現在は、ジャカルタなど合計5か所の地方裁判所に設置されている。

事件の迅速処理や汚職による機能不全を改善するため、裁判官の待遇改善を念頭に置きつつ設置したようである。

(2) 下級裁判所の司法行政権の最高裁判所への移行

これは、司法の独立に問題があることから、その理由の1つとして司法行政権が法務人権省にあり、裁判官の任免が実質的に法務人権大臣にあることに着目し、これにつき、日本のように最高裁判所に司法行政権を統一的に与え、裁判官の独立を制度的に確保しようとする改革であり、2004年から実施されることになっている。

日本が第2次世界大戦後に英米法の影響を受けて、裁判所が司法省から独立した経緯と同じである。

しかし、司法行政権を最高裁判所に統一する制度を構築したからといって、当然のように司法の独立、裁判官の独立が達成されるものではなく、これを運用する裁判官が自己の独立を守ると同時に、他の裁判官の独立を害さないという意識がなければ、むしろ、司法の独善に陥ることになる。

(3) 司法委員会(Judicial Commission⁶⁰)の設置計画

これも司法の独立を確保するという方策の1つとして、タイなどのように現職裁判官及び退職裁判官による司法委員会なる合議体をつくり、裁判官の任免に関する事項を取り扱わせることによって、国会、行政府、その他の機関による影響力を排除するというシステムをつくらう

⁶⁰ これと似た用語で、Judicial Commissionerの設置を提言するものもある。それによれば、裁判官の任用に関する問題ではなく、シンガポールやマレーシアのように現存する多数の未済事件を解決する専門機関として最高裁判所内に設置し、最高裁判所判事の事件負担を軽減するという提言である。全く別個の提言なのか、混同があるのか調査の必要がある。出典「Building Reliable Judiciary (p.81) by Mr. Budiman Soedarsono

とするものであり、第3次憲法改正により、司法委員会の設置が規定されている。

しかし、既に汚職にまみれている現職裁判官や退役裁判官が司法委員会の委員になれば、何ら自体は改善されない。要するに、人選が重要になるであろうし、(2)と同様の問題がある。

(4) 法曹の統一養成制度の検討

現在、インドネシアの法曹は、各機関が独自に採用、養成しているが、その質の向上及び統一化を図るために、将来的には日本の統一司法試験制度及び統一修習制度を採用すべきではないかという考えが出てきている。

(5) 反汚職委員会(Anti Corruption Commission)の設置計画

これは、現存組織である警察、検察にも汚職があり、法が適正に執行されていないという考えから、シンガポールや香港のように、汚職事件につき特別の委員会を設け、ここに捜査権や訴追権限を認めることを考えているものと思われる。

(6) 憲法裁判所の設置

これも第3次憲法改正において規定されているが、その実態は、まだ本格的に議論されておらず、これから中身をどのようにするかを検討しているような状況である。違憲立法審査権に関する問題につき、司法の独立と三権分立の調和を図るという意味で、大陸法的発想から、将来の1つの選択肢として一部の者の間で考えられたのであろう。なぜなら、英米法の考え方は、違憲立法審査権は最高裁判所を頂点とする裁判所にあるので、憲法裁判所の設置という発想にはならない。しかし、インドネシアでは、裁判所が違憲立法審査権を有することは立法機関の上に立つと考えられているためか、そのような制度では三権分立に反するという考えがあるのではないかと思われる。

5 - 4 司法改革の動向に対する若干の疑問

世界銀行報告書の指摘する問題点と提言は的を射ているが、これを実行に移す段階になると、あるいは上記に掲げた動向をみると、比較法的視野あるいは他国の経験に学ぶという方針の下に、パッチワークのような改革や改革案になっているという感じが否めない。

その例をあげれば次のとおりとなる。

(1) 商事特別法廷の設置について

破産事件等を専門に扱う特別裁判所の創設による紛争解決の迅速化を図ったものと思われる

が(特定事件への集中と最高裁への不服申立てなど)、おそらく法曹一元という英米法系の発想では問題がなかったであろう。

しかし、大陸法系の裁判官はキャリア制度であり、特にインドネシアでは、法律で最高裁判事になる要件として地裁判事、高裁判事の経験を要求している。そのため、商事特別法廷の裁判官は、その専門性が継続的に生かすことができないか、あるいは最高裁判事への昇進をあきらめなければならないという事態に陥っており、これは、一部だけの制度改革を遂行した結果であると思われる。

(2) 司法の独立確保に関する方向性

下級裁判所に対する司法行政権は最高裁判所へ移行されるが、大陸法系では、司法行政権は法務省が有していることにかんがみると、これは明らかに英米法系の発想に基づく改革であって、日本が第2次世界大戦後に行った改革と同様であり、司法の独立を確立するための制度改革として法改正がなされたものである。

一方で、同じく司法の独立を確保する方策として、司法委員会(Judicial Commission)を設置することになった。英米法系にも大陸法系にも同様の名前の委員会が存在するが、その人的構成は異なっている(モデルとされているタイのような大陸法系だと委員は法律家だが、英米法系では議員も委員のメンバーとなる)。

今後は、どの法体系の法律家がインドネシア司法委員会の設置に関する支援を行うかによって機能が左右され、抑制と均衡(チェックアンドバランス)に問題が生じる可能性がある。

参考までに、ADBの司法改革担当はスウェーデンの法律家であるが、司法委員会の設置には賛意を表しているものの、司法行政権の最高裁への移行(英米法の発想)については賢明な改革とはいえない旨の発言をしていた。このことからだけでも、同じく司法の独立の確立といっても、その方向性が異なることが分かる⁶¹。

(3) その他

法曹養成制度については日本の制度に着目し、反汚職委員会については香港やシンガポールの制度に着目するなど、他国で比較的機能している制度の採用を考えているようであるが、国情や制度の背景を考慮しているかについては疑問なしとしない。

⁶¹ そもそも三権分立自体、英米法とフランス法では歴史的に考え方と背景が異なる。英米法では、司法の独立が最重要課題であり、違憲立法審査権が認められ、司法に対する立法や行政からの影響排除という形で議論される。これに対して、フランス法では、歴史的に司法裁判所の権限が強すぎて、司法が立法や行政の権限を侵害していたことから、三権分立は司法権の抑制(行政権や立法権を守る)という形で現れている。したがって、行政裁判所は、司法裁判所とは全く異なる系列の特別裁判所として設けられている。このような影響もあって、違憲立法審査権も司法裁判所とは別の憲法裁判所を設けるのが通常である。

例えば、日本の法曹養成制度は、戦前は判事と検事が同一資格と同一研修であり(高等試験司法科試験の後に司法官試補となる) 弁護士は研修が別であったが(弁護士試補、いわばフランス型とドイツ型の間形態) 戦後に現在の統一養成制度となった。これは、英米法による影響により法曹一元制度(経験のある法律実務家から裁判官に任用する)を採用するかどうかの論議があり、結局、すぐには法曹一元制度を採用しないが、将来における法曹一元の採用に備えて、資格だけ統一する現行制度になった⁶²。副次的には、三百代言として評判が芳しくなかった弁護士が、判事・検事と同一資格となることで、その能力向上と社会的地位の向上という結果をもたらした。

このような事情はインドネシアの現状は全く異なると思うが、インドネシアが日本の制度を採用しても、資格が統一されるという形式的な点以外にどのような利点があるかについて、十分な検討が必要であろう。

⁶² なお、司法試験の実施は法務省の所管、修習は最高裁判所の所管となっており、事実上、予算や司法研修所の収容能力を前提に合格者の人数が左右されるなど、純粹の資格試験とはいえないと批判されることもある。

6 . 日本の協力の方向性

6 - 1 インドネシア司法改革に対する現状認識

インドネシアの司法改革の状況は、大きな流れでとらえれば、政治体制は異なるといえども、市場経済への移行を図りつつある東南アジア諸国、旧ソ連から独立した東欧諸国、中央アジア諸国が法整備や司法改革を求められている状況とほぼ同様であると考えられる。

すなわち、グローバリゼーションの波に洗われ、アジア通貨危機による経済破綻が強い契機となり、世界銀行やIMFから構造改革を求められ、英米法系の発想による法整備や司法改革に対応せざるを得ないというのが実際のところであろう。

これに加え、インドネシア特有の事情として、開発独裁の終焉により、民主的な市民社会の確立の重要性が認識され、とにもかくにも表現の自由や報道の自由など基本的人権が尊重されるようになってきたこともあって、現行の司法制度とその運用に対して、ありとあらゆる不満が流出している状況にある。

なかでも、「司法の汚職が蔓延している」「司法の独立が確立されていない」「司法が信頼されていない」という深刻な事情があるため(前記4 - 1(2)のdesperateの部分であろう)、現行制度の運用次第で解決できるものがあるにもかかわらず、前記5 - 3に記載したように、新しい機関の創設というような改革案に走る傾向にある。これは、インドネシア国民自身も司法を信頼していないのであろうが、外国の支援機関(ドナー)やコンサルタントも、インドネシアの既存機関が自浄作用により改革を実現すると期待していないことも影響していると思われる。それは、インドネシアでNGOへの支援が盛んであり、NGOが政府機関や司法機関の監視役を担っていることに表れている。これは、国家機関相互の抑制と均衡(チェックアンドバランス)が機能しないため、あるいは機能する制度になっていないため、その機能の一部をNGO活動に求めており、透明性・説明責任という論理で正当化されていると理解することができる。

しかし、例えば、なかには誇張されて流布されているにもかかわらず(例えば、「判例集が発行されていない」、「判決は結論だけである」などといったもの)、これが真実として受け止められている状況もないではない。インドネシアは、市場経済への移行国とは異なり、基本的な法律や法制度は確立されており、立法に関してドナーの支援を得ているとしても、法律起草能力は一応あり、法務人権省の国家法開発庁では法律や判決をコンピューターに入力している状況にあり、これらの能力をよい方向に生かして支援すれば、問題点が解消される可能性がないわけではない(前記のnot hopelessの部分であろう)。

しかし、どのような改革案を出したとしても、これを運用するのはインドネシア人であって、それが成功するかどうかは、結局、インドネシアの法律家はその資質を備えているかという問題に行き着くのであるから、ここでも司法関係者の質というものが影を落としているといえることができる。

6 - 2 インドネシア側の要望とこれに対応する際の注意点

(1) インドネシアに限らず、どの国においても、司法改革又は法整備支援という分野になると、法律分野は極めて多岐にわたる。仮に法律分野を限定したとしても、裁判官、検察官、弁護士の実務法曹に加え、法務省の法律職など多数の関係者を対象にしなければ、真の意味で実効性が上がることはない。これに、法務省以外の関係省庁の立法担当者もその対象となるわけで、対象機関だけでも極めて広範である。

したがって、各機関に支援要請の有無・内容を問い合わせても、いわゆる縦割りになり、各機関ごとに、当該機関の関心事について様々な支援要請が出てくることになる。

また、これを調整する援助機関窓口が存在したとしても、内容については専門性がないことから、実質的な意味での調整を期待するのも困難な状況にある。

そこで、どのような支援を実施するかは、むしろ、日本側の調査内容と結果に基づいて、提案して進める必要がある。

現実に、インドネシアの要請内容も付属資料2及び11のとおり、実に多岐にわたっており、その内容も問題の本質を理解したものといえるかどうか疑問なものもあるので、以下に典型例をあげる。

1) 最高裁判所

研修や継続的な法律教育という要請内容があるが、その内容はといえば、「知的所有権法、商法、マネーロンダリング対策法、国際犯罪組織法、人権法に関する最高裁判所判事の研修」ということになっている。

例えば、知的所有権法を取り上げると、これは商事特別法廷の管轄事件であり、直接最高裁判所に不服申立てされるため、これを処理するには最高裁判事に対する研修が必要であるということが背景にある。

しかし、制度上、記録の検討や意見の取りまとめは、最高裁判事を補佐する若手の地裁判事レベル(日本の最高裁調査官)が行うのであるから、研修の必要性を真剣に考えるならば、最高裁判事のみならず、このような若手裁判官に対する研修が必要という意見が出てきてもよいはずであるが、なぜか対象は常に最高裁判事だけになる。

最高裁判事だけを対象にすると、数年で退官するものばかりを教育することになり、中長期的視野に立つと、最高裁判事予備軍の高等裁判所判事こそ研修が必要であろう。したがって、最高裁判所を対象にするにしても、常に若手判事を日本側から指定するなどの方策も必要である。

その他、マネーロンダリング対策法は、本来、薬物が蔓延していて、その取り締りが困難であるため、薬物取引の裏側である資金の動きに着目して、これを犯罪化するものである。これを実効あらしめるためには、銀行法など金融規制の整備、現金取引の報告制度の

確立などが必要である。このような点まで現在は調査が進んでいないが、インドネシア側が、そのような点を意識しているのか疑問であり、単にマネーロンダリング対策法案が国会に上程されているから、マネーロンダリングに関する知識を得たいという程度のものである可能性がある。そうであれば、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)や警察の国際研修所での多数国研修でも対応可能であろう。

2) 法務人権省

法務人権省の要請のなかで、2004年における司法行政権の最高裁判所への移行に伴って、法制局が裁判所法などを改正する必要があること、国家法開発庁が法令や判決を管理し、法改正における大綱(academic draftと呼んでいる)の作成を担当していることなど、法整備において重要な役割を有する部局がある。

しかし、法務人権省については、日本の法務大臣との間で、入国管理・矯正局に対する支援を要請し、今回の調査においても強調されている。

その理由を推測すると、これまで下級裁判所の司法行政権を有していたものの、2004年にはその権限を失うことから、主な所管業務が知的財産権局以外には、入国管理と矯正になることにあると思われる。

その他に、法制局や国家法開発庁など、法整備関係で支援が必要な部署があるにもかかわらず、前記のような要請が前面に出てきており、司法改革で真に求められている内容について、若干の齟齬があるように思われる。

入国管理や矯正の運営について、その重要性を否定するものではないので、司法改革支援・法整備支援の枠組みではなく、その他の支援方法で対応するほうがよいであろう。

3) 検察庁

テロ、マネーロンダリング、麻薬対策、汚職、人権侵害事件等に関する研修などを要望しているが、これは検察庁の主たる権限は犯罪の訴追であることから、当然のことである。

しかし、やはり司法改革支援・法整備支援という枠組みで考慮すべき内容は、汚職は関係あるが、その他の個別テーマについては、支援の中心におくべき事項とは直ちにいえないのである。

(2) インドネシアの特殊性が支援内容に与える影響

日本の司法制度を単に紹介するだけでは、インドネシア司法改革には役立たない。それは、日本は、法制度もさることながら運用で問題点を解決してきたところがあるが、インドネシアは、逆に運用に問題があり、加えて司法が汚職などにより国民の信頼を得ていないという点があるからである。

具体的な例で何点か説明すると、判例集発行支援をする場合を考えると、制度としては、両

国とも全判例を公開しているわけではなく、重要判例を公開している点で同じである。しかし、その公開の程度及び司法に対する国民の信頼が全く異なるため、日本では問題なくとも、インドネシアでは、公開する判例を選別する制度は裁判所の恣意が入るといった評価になるため、支援の際には日本と異なる制度を勧めることを考えるべきであろう。

また、最高裁判事の任命につき、日本では、事実上、キャリア裁判官5名、弁護士5名、その他の法律家5名(うち2名は元検事)というように運用されているが⁶³、これをインドネシア側が興味をもつなら、事実上の運用では無理であり、法律又は規則に明記するような方策を勧めることも考えるべきであろう。

判決における少数意見の表記は、本来、大陸法系では少数意見を表記せず、英米法系では表記するという傾向があるが、インドネシアでは少数意見の表記が透明性や裁判官の独立に資するという観点で議論されているため、日本では最高裁判所だけが少数意見表記を認めて下級裁判所では認めていない理由を含めて説明する必要があるであろう。

つまり、日本では事実上の運用で問題がなくても、インドネシアでは真に機能するよう明文で制度化することを意識することも必要である。

6 - 3 日本の協力(方法論)

(1) 日本の協力は「要請主義」という方針の下に、支援対象国の要望を踏まえ具体的な支援項目や支援内容を決定するのが通常である。この要請主義は、支援の基本方針として主体性及び自主性、自助努力を促すという意味で当然であろうが、支援の具体的内容まで拘束される必要はないであろう。もちろん、相手側の要請内容と全く異なる支援は問題であろうが、6 - 2 で述べたことを整理すれば、

- 1) 日本側の調査結果・方針に基づいて、インドネシアのためになる支援内容を提供する
- 2) その支援内容は、日本の従来法整備支援の枠組みにとられないものとする
- 3) 上記につきインドネシア側の了解を得て進める
- 4) その内容及び結果が他の支援機関など国際社会の求める方向性を勘案する

という方法で実施していく必要がある。

(2) ところで、インドネシアの司法改革に関しては、日本は他のドナーに比較して出遅れているため、まず、その遅れを取り戻す必要がある。出遅れているということは、他のドナーの方向性とあまり矛盾したことはできないことを意味する。

しかし、既成の分析・評価などの成果を利用できること、既に始まっている司法改革の問題点を客観的に評価できる立場にあることなどの利点があるうえ、司法改革は一朝一夕には成し

⁶³ ただし、現在は、キャリア裁判官6名、弁護士4名となっている。

遂げられず、中・長期的な活動が必要であるため、新規参入者であることからくる不利益は、早晩解消されるであろう。

(3) もっとも、日本の協力を進めるにあたっては、

当面はこれまでの出遅れの解消を意識すること

短期的支援としては、情報収集を兼ねつつ、インドネシアの司法改革の動向に役立つ内容を計画すること

短期的支援を行いつつ、中・長期的な支援につなげること

の3点を意識しておく必要がある。

ところで、インドシナ諸国に対する法整備支援の経験からいえば、ヴェトナムでは民法改正共同研究、カンボディアでは民法・民事訴訟法の起草支援、ラオスでは法学教育など法律分野における基礎的インフラ整備、教科書作成、法令集や判例集の発行支援などを予定)をというように、各国の状況に応じた支援を行っている。

(4) しかし、いずれにも共通しているのは、まず、相手国の実情把握や調査・研究であり、これを欠いては効果的な支援はなし得ない。これを達成するための方策として、

国別特設研修

現地セミナーの開催

現地セミナー時における相手国の実情調査

を行ってきた。

したがって、インドネシアの場合も、まず、同様の方策をとるべきであるが、インドシナ諸国と異なる事情がある。それは、インドネシアの法律分野の情報は、JETROや日系企業に相当数存在すると思われるので、これを効率的に収集・利用し、蓄積する方法を別に考える必要がある。

その方策として考えられるものは、

日本側で法学者、法曹三者、企業法務部、経済団体関係者による研究会(警察関係支援は始まっているので、刑事法関係が対象となるなら、それとの連動も必要である)

対象機関、対象分野を限定した短期専門家派遣(密着対話方式)

である。

上記の は、出遅れ解消と長期的な法整備支援の内容を提言することを意識したものであり、継続的なものとする必要がある。

ただし、法整備支援の観点からインドネシアに関心を抱く関係者は、東京、名古屋、大阪、広島に分散しているので、その人選が重要であるとともに、研究会の継続的運営にはJICAが

主導性と機動性を発揮しないと困難が伴うであろう。

は上記のと実質的には同じ内容であるが、その重点の置き方が異なるだけである。これは、派遣の都度、対象機関を定めて毎日出入りし、対話と実務を実際にみる方式の調査であり(期間は派遣専門家の都合によるが、長いほうがよい)、同時に専門家による数日間程度のミニ・ワークショップ(大型のセミナーよりも、有益な情報交換ができる)を行うことを考えている。日本の経験を伝える場ともなり、双方にとって有意義であろう。

したがって、2002年度以降の少なくとも2年間は、上記の方策をとることが望ましいと考える(ただし、次項で述べるように、2002年度は国連アジア極東犯罪防止研修所を主体とした刑事法関係のジョイントセミナーを実施することが有益である)。

6 - 4 2002年度に関する支援(案)

(1) 国別特設研修(案)

主 題 司法制度比較に関する共同研究

目 的 司法の独立、法曹養成制度、公務員採用制度、立法手続き、司法改革の動向などに関する日本・インドネシア比較を行い、今後のインドネシア司法改革に役立てる。

理 由 最高裁判所の司法行政権、人事や予算制度、法律集・判例集の発行などに関する日本の制度は、インドネシアで問題とされている透明性に役立つと思われる。

対 象 者 裁判官、検察官、弁護士、法務人権省の立法担当者など(立法担当者であれば他省庁も可)

幹部クラスと中堅又は若手法曹の混成とする。

人 数 10～15名

期 間 約3週間

時 期 2002年7月中旬ごろ

使用言語 英語

実施機関 法務総合研究所

協力機関 最高裁判所、検察庁、弁護士会、学術関係者、その他

研修方式 ・毎日、司法制度関連の一項目を取り上げて、午前に日本の制度説明と議論、午後にインドネシアの制度説明と議論を行う方式とする。
・適宜、実務の現場(法廷傍聴、司法研修所など司法関係機関)の見学を行う。
・研修内容、議論の内容を記録し、日本・インドネシア双方で共有する成果物を作成する。

(2) ジョイントセミナーの開催

- 主 題 「刑事司法分野における司法改革の背景と動向」又は「汚職対策（課題未定）」
- 目 的 警察、検察、裁判官、矯正、保護など刑事司法関係機関の協調により、司法改革又は汚職防止対策をとることの重要性を認識させ、今後の司法改革に役立てる。
- 理 由 刑事司法改革はインドネシア国家法制度委員会でも重点項目の1つになっているため（5 - 2(1)F参照）、日本の貢献を示すことができる
- 対 象 者 裁判官、検察官、警察官、矯正・保護職員、その他法務人権省法律職
（これまでジョイントセミナーの対象にはなっていないが、参加が必要なら、下記の実施機関と協議する必要がある）
- 時 期 2002年12月
- 実施期間 セミナー2～3日（全体日程約10日間）
- 使用言語 英語（ただし、インドネシア語との同時通訳の必要性を検討のこと）
- 実施機関 国連アジア極東犯罪防止研究所（UNAFEI）
- 考慮事項 ・派遣専門家とセミナー参加対象者について
（通常、派遣専門家はUNAFEI教官4～6名程度に加え、警察からの講師も参加しているうえ、セミナー対象者には弁護士、学者、NGOは入っていないため、何事にも透明性を確保する必要があるというインドネシアの特殊事情からこれらを含めるならば、UNAFEIと協議する必要がある。）
・パートナーシップや国家法制度委員会との関係について
（これらの機関はインドネシア司法改革の方向性について主導的立場にあるので、これらとの連絡協調の必要性の有無、必要ならばその手続きの明確化や方向性につき拘束される可能性があるのかどうかを確認しておく必要がある。）

(3) 対象機関を限定した短期専門家派遣（ただし、2002年に限られない）

今回は、法務省の専門家による派遣であったため、裁判官、弁護士、学者などの派遣により、さらに調査を継続しつつ、日本の制度の紹介を行うミニ・ワークショップを実施する。

期間としては、法律実務家なら仕事の都合上2週間程度が限界、学術研究者なら都合が許す限りの期間で対応すべきであろう。

ただし、連続性をもたせるため、直近の専門家と新しい専門家のペアによる派遣が望ましく、その後は各分野の担当者を決めて同じ人を繰り返し派遣する方法も考慮に値するであろう（いわばインドネシア司法の日本側専門家育成）。

一案としては、例えば、半年ごとに次のように主題を変えつつ継続する（あくまでも案である）。

・次回

今回専門家 1 名と裁判官 1 名 最高裁判所及び特定の地方裁判所
判例集発行の実態、判決手続きの実態、事件の受理・
配点・処理の実態、裁判官養成制度、司法行政におけ
る問題点など

・次々回

前回専門家 1 名と弁護士 1 名 法務人権省、弁護士会
弁護士制度、弁護士会の実態、知的財産権関係で直面
する諸問題

6 - 5 2003年度に関する支援(案)

2002年度と同様(ただし、UNAFEIのジョイントセミナーを除く)

- ・国別特別研修(主題は2002年度中に決める)
- ・短期専門家の派遣(対象機関、対象法律分野を限定)
- ・可能ならば研究会設置又は継続

6 - 6 中・長期的支援(案)

2002年度以降の協力活動を通じて、対象機関や対象分野が決まってくるであろうが、インドネシア司法の問題点を解決する方策としては、透明性を高める各種手段に関する支援を地道に行うことが適当であろう。

現時点で考えられるものとしては、次のようなものがある(いずれも案に過ぎない)。

(1) 最高裁判所(又は他の特定の裁判所)に対する支援

最高裁判所の適切な司法行政に関する支援(立法や規則の制定、運用)

判例集発行支援

手続き費用の明確化と公開

裁判官・職員用の事件管理に関するマニュアル作成

(2) 法務人権省(国家法開発庁・法制局・知的財産局)に対する支援

1) 国家法開発庁に対する支援

その理由は、同庁では立法に関する大綱(academic draftと呼んでいる)を作成しているほか、各種法令及び商事特別法廷の判決をコンピューターに入力しているが、予算の問題からインターネットで外部からアクセスできないため、これを支援すること(可能であれば英訳

も)は現在問題になっている透明性の促進に資することになる。

同時に、商事特別法廷の判決の問題点が判明し、その後の改善につながる。

ただし、どのような経緯で第1審判決が国家法開発庁に送付されているかは不明であり、現時点では下級裁判所は法務人権省管轄であるが、2004年以降も継続されるのか確認しておく必要がある。

2) 法制局に対する支援

基本法や経済法、司法制度に関する支援で必要なものがあるかによる。

可能性としては、契約法、商法、破産法などの改正が考えられる。

3) 知的財産権局に対する支援

どのような支援が可能か、今後、さらに調査する必要がある。

(3) 商事特別法廷に関する支援

他のドナーが実施しているため、どのような支援が可能か今後検討する必要がある。

(4) モデル裁判所造り支援

インドネシアは、人口2億人と規模が大きいため、ある地方裁判所をモデル裁判所として支援し、事件管理から記録保管や判決集発行まで裁判所運営のすべてについて効率化を図るパイロット計画とする。

ただし、この場合には、他の裁判所との公平性が問題となるうえ、裁判官や職員の給料など基本的なところを変更できるわけではないので、どれほど効果的であるかはわからない。

参 考 文 献

- 1 アジア政治を見る眼～開発独裁から市民社会へ～岩崎育夫著 中央公論新社(中公新書1582)
- 2 総選挙とアブドゥルラフマン・ワヒド政権の誕生(アジア動向年報2000年版) 川村晃一著
日本貿易振興会アジア経済研究所
- 3 ポスト民主化時代の苦悩の始まり(アジア動向年報2001年版) 川村晃一・佐藤百合著
日本貿易振興会アジア経済研究所
- 4 インドネシアの憲法制度(「アジア諸国の憲法制度」, 1997年版) 作本直行著
日本貿易振興会アジア経済研究所
- 5 東南アジア法・インドネシア 安田信之著 日本評論社
- 6 アジアの地方制度(インドネシア部分, 1998年版) 森田朗編 東京大学出版会
- 7 インドネシア社会的市場システムの発展に関する諸相(「アジア諸国の市場経済化と社会法」,
2001年版)スナイヤティ・ハルトノ/ウリヤストゥティ・スナリオ(佐藤創訳)
日本貿易振興会アジア経済研究所
- 8 インドネシアの民主化と法 ～パンチャシラと1945年憲法への復帰を中心に～(「アジア諸国
の民主化と法」, 1998年版)作本直行著 日本貿易振興会アジア経済研究所
- 9 アジア諸国の倒産法・動産担保法(インドネシア部分) 鈴木康二著 (株)中央経済社
- 10 アジア諸国における知的財産保護(インドネシア部分) 岡田義信著(東レ株式会社知的財産
部主幹) 財団法人知的財産研究所
- 11 インドネシア刑事司法における検察官の管轄権の発展(「アジア諸国の検察制度」1999年版)
アントニウス・スジャータ(赤根智子訳) 国連アジア極東犯罪防止研修所
- 12 アジアの刑事司法 ～インドネシア共和国～(1988年版) 西川正和著
国連アジア極東犯罪防止研修所
- 13 アジア諸国が直面するいくつかの問題(1998年版)シンギー(インドネシア検事総長)
財団法人アジア刑政財団
- 14 インドネシアの政治危機：憲法上から見た諸問題 バクティアル・アラム(インドネシア大
学日本研究センター所長)
- 15 在ジャカルタJICAガバナンス専門家作成(又は入手)資料
 - (1) インドネシア国家開発計画(PROPENAS)2000～2004の第3章「司法分野の開発」(日本語訳
と英語版)
 - (2) 法制度整備、司法と題する報告書 執筆担当：奥山明(援助調整/国家開発企画庁)
 - (3) Strengthening Governance and Fighting Corruption Reforming the Justice Sector
(Session III)

Justice Sector Working Group Position Paper for the meeting of the CONSULTATIVE GROUP ON INDONESIA (7-8 November 2001) 日本語要約添付(JICAアジア第一部東南アジア課作成)

- (4) INDONESIA, The Imperative for Reform(抄)日本語要約添付(同上)
- (5) First and Second Amendments, The Constitution of 1945 of the Republic of Indonesia (英訳したもの)
- (6) 憲法改正に関する文献の目次英訳(インドネシア語の本体添付)
- (7) INDONESIAN LEAGA AND JUDICIAL REFORM PROJECTS, A PROVISIONAL SUMMARY OF DONOR ASSISTED PROJECTS
- (8) BAPPENASの組織と現状 概要 2001年9月1日 奥山作成
- (9) JICAのインドネシアに対する援助重点分野と開発課題 2001年10月9日 奥山作成
- (10) ガバナンスに関するJICAベースの協力(概要)2001年12月28日 奥山作成
- (11) インドネシアはどこへ行くのか ~ 試行錯誤の「国のかたち」 2001年6月 奥山随想
- (12) インドネシアウォッチング4部
 - 1) 2001年9月第1週号
新検事総長は旧政権の汚職摘発を行えるのか ~ 久々のキャリア検事総長誕生の裏表 ~
 - 2) 2001年9月第4週号
始まった憲法改正への動き ~ 憲法改正委員会の設置をめぐる意見対立の裏表 ~
 - 3) 2001年10月22日号
[検証] トミー・スハルト、無罪確定 ~ 波紋を呼んだ最高裁の再審判決 ~
 - 4) 2001年12月10日号
[検証] どこまで進んだのか、旧勢力の不正疑惑の追及 ~ 進展がほとんどなかった2001年の現状 ~
- (13) JJC作成の「大統領JJC提言書の件」と題する書面
- (14) 「日系企業から見た治安、司法関係の諸問題」と題する書面(JJC担当者作成)
- 16 ガバナンス改革に関するパートナーシップ概要(日本大使館経済班、平成13年7月6日付け)
- 17 インドネシア共和国憲法(和訳及び英訳) 奥村三智治訳(ホームページより)
- 18 English Translation on Laws Concerning Judiciary(インドネシア最高裁判所から入手した2000年版)
- 19 THE JUDICIAL SYSTEM IN INDONESIA (GENERAL VIEW) by the Supreme Court of the Republic of Indonesia
- 20 THE GUIDELINES OF THE STATE POLICY(国家大綱英語版)
- 21 Law Reform in Indonesia Diagnostic Assessment of Legal Development in Indonesia

- (IDF Grant No. 28557) Volume I, Result of a research study undertaken for the World Bank
- 22 BUILDING RELIABLE JUDICIARY by Mr. Budiman Soedarsono
 - 23 STRATEGY FOR LEGAL / JUDICIAL REFORM by the World Bank
 - 24 「Contract Law」by Sudarugo Gautama [Current Development of Laws in Indonesia pp. 33-64, published by the Insitute of Developing Economies of the Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) in 1999]
 - 25 「Indonesian Contract Law」by Sunaryati Hartono, S.H.,Setiawan S.H. and Taryana, S. H. (Law, Development and Socio-Economic Changes in Asia pp.136-162, published by the IDE-JETRO in March 2001)
 - 26 Competition Law and Policy in Indonesia and Japan, published by the IDE-JETRO in March 2001(添付省略)
 - 27 ANNUAL REPORT Year 2000, NATINAL LAW COMMISSION
 - 28 LAW REFORM PROGRAMS AND ACTION PLANS, NATIONAL LAW COMMISSION, August 2000
 - 29 インドネシア破産法英語訳
 - 30 COMMERCIAL COURT DEVELOPMENT by BAPPENAS
 - 31 THE ROLE AND FUNCTION OF INDONESIAN PROSECUTORS IN CRIMINAL JUSTICE by Ersyiwo Zaimaru(1997年9月のUNAFEI研修用カントリーレポート)
 - 32 質問表に対する検察庁の回答(英文)